宝達志水町古墳の湯改修工事

令和8年3月

株式会社 浦建築研究所

建築改修工事仕様書

最終改訂　令和８年４月１日

Ⅰ　工事概要

1　工事名　宝達志水町古墳の湯改修工事

2　工事場所　羽咋郡宝達志水町地内

3　工事種目

内装改修工事
・設備連れ工事（天井復旧他）、休憩室改修、他
別途工事

4　完成期日　令和　年　月　日　（概成工期　令和　年　月　日）
（余裕期間制度試行工事適用の場合は、上記を完成日の期限とする。）

5　別契約関連工事
- 屋外付帯工事
- 電気設備工事
- 暖房設備工事
- 換気設備工事
- 昇降機設備工事
- 浄化槽設備工事
- 植栽工事
- 給排水衛生設備工事
- 冷房設備工事
- 空調設備工事
- 電話設備工事

Ⅱ　建築工事仕様

1　共通仕様

1）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和４年版」（以下「改修標仕」という。）、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築物解体工事共通仕様書（令和４年版）」（以下「解体共仕」という。）及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和４年版」（以下「標仕」という。）による。

2）電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。なお、電気設備工事の工事仕様書は（　／　）図、機械設備工事の工事仕様書は（　／　）図による。

2　特記仕様

1）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

2）特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。
⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
⊙印と⊗印の付いた場合は、共に適用する。

3）特記事項に記載の（　.　.　）内表示番号は、「標仕」の該当項目、当該図又は当該表を示す。

4）（別図ー　.　.　）は、「標仕」の別図「各部配筋」の当該番号を示す。

5）特記事項に記載の［　.　.　］内表示番号は「改修標仕」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

6）G 印は、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）の特定調達品目を示す。該当する項目については、環境負荷を低減できる材料を選定するように努める。

7）製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また、（　）内は製品名を示す。

8）斜線で消去した章は適用しない。

1章　一般共通事項

項目	特記事項
① 適用基準等	設計図書の他に、下記の図書の該当事項を適用する。 ⊙建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　令和４年版） ・建築構造設計基準の資料（国土交通省大臣官房営繕部　令和３年通知）のうち第３章 ⊙営繕工事写真撮影要領（令和３年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部） ・営繕工事電子納品要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部令和３年度版） ⊙公共建築木造工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　令和４年版） ・屋根瓦工事共通仕様書（石川県土木部営繕課監修　平成２９年版） ・鉄筋コンクリート構造配筋標準図（石川県土木部営繕課監修） ・壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図（石川県土木部営繕課監修） ・鉄骨構造標準図（石川県土木部営繕課監修） ・石川県バリアフリー社会の推進に関する条例（施設整備の手引き） ・石川県公共事業景観形成ガイドライン
② 工事実績情報の登録	※登録する（但し工事請負代金額500万円以上の工事。）　[1.1.4]
③ 情報共有システム	石川県建設工事情報共有システム実施要領（営繕工事編）に基づく。　[1.1.5] https://www.pref.ishikawa.lg.jp/eizen/kijun/kijun.html ・利用する（発注者指定型） ※現場着手前に発注者と協議し、利用することができる（施工者希望型）
④ 発生材の処理	1）産業廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく許可業者により運搬し、同法に基づく許可を得た処分場で処分する。 また、処分に際しては産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに、マニフェスト一覧表を監督員に提出し、確認を受けなければならない。 2）発生材のうち引渡しを要するものは、指示された場所に整理のうえ調書を添えて監督員に引き渡す。　[1．3．12] イ）引渡しを要するもの及び引渡し場所　・引渡を要するもの　・引渡し場所 ロ）特別管理産業廃棄物の有無　・有　⊙無 ハ）特別管理産業廃棄物の処理方法　※図面　番　図参照 3）発生材のうち、現場で再利用を図るもの及び再資源化を図るものは下記による。 ・現場で再利用を図るもの　・ ・再資源化を図るもの　・ 4）せっこうボードの処理（有害物質非含有のものに限る）　[1.3.12] ・最終処分　・再資源化 5）ＰＣＢ含有シーリング材　[1.3.12] 分析調査　・する　※しない 6）建設リサイクル法第11条に基づく「通知書」及び同法18条に基づく「再資源化等報告書」の提出の有無 ・有　・無
⑤ 電気保安技術者	※　適用する　[1.3.3]
6 施工条件	・　[1.3.5]

⑦	施工調査	施工数量調査　[1.6.2] 調査範囲　⊙工事範囲 調査方法　⊙目視 調査破壊部分の補修方法　・
⑧	建築材料等	[1.4.2][1.4.4] 1）本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するもの、又はこれらと同等のものとする。 ①「評価名簿による」と特記されたものについては、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等品質性能評価事業建築材料評価名簿（最新年版）」（（社）公共建築協会）によるほか、これらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、次の②に準じ監督員の承諾を受ける。また、同上評価事業の評価を受けたものを使用する場合は、評価書の写しを監督員に提出し、その確認をもって、品質・性能の確認があったものとみなす。 ②JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造所等は、次のイ）からヘ）の事項を満たすものとする。また、製造所名、製品名等が記載された材料は、当該製品又は同等以上を使用する場合は、監督員の承諾を受ける者とする。 イ）品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 ロ）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 ハ）安定的な供給が可能であること。 ニ）法令等で定める許可、認定、又は免許等を取得していること。 ホ）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ヘ）販売保守等の営業体制が整えられていること。 なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督員に提出し承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 2）請負契約約款第６条の２第７項に基づき調達する石川県産の工事材料については、「使用材料確認願」により監督員の確認を受け、工事完了後は地元産品について「使用材料報告書」を提出すること。 3）請負契約約款第13条第２項に定める監督員の検査を受けて使用すべき工事材料は次のものとする。 ※杭　・型枠類　・防水材料　・石材　・木材　但し、杭以外のJIS規格品は除く。 4）請負契約約款第14条第１項に定める監督員等の立会いのうえ調合等をし使用すべき工事材料は次のものとする。　※高強度コンクリート試し練り 5）請負契約約款第14条第３項に定める見本は次のものとする。 ・金属製品　・合成樹脂製品　・木製建具　・塗装 ・家具及び家具の金物　・畳　・内外装材料　・屋根材料 なお、監督員が承諾した材料は、証明となる資料と使用箇所を付し、工事完成まで現場事務所に掲示する。ただし、掲示が困難な材料等はカタログ、その他に代えることができる。 6）本工事に使用する建築材料等は、アスベスト含有建材を使用しないこと。（「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行等について」（厚生労働省労働基準局長通達平成18年８月）参照）。安全データシート（SDS）等により確認を行った場合は、その写しを監督員に提出すること。
⑨	特別な材料の工法	「標仕」に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。
⑩	技能士等	※　技能士　⊙適用する様、務める　[1.7.2] ・「石川の伝統的建造技術を伝える会」のうち、金沢城公園整備工事従事者の認定を受けた者。
11	総合試運転調整	・行う　[1.7.7]
⑫	完成図等	※作成する　[1.9.1～3][表1.9.1] 工事完成図は、Ａ３版製本（※１部　・２部　・　部）を提出する。 屋外付帯工事実測図　※提出しない　・提出する（１部） 保全に関する資料　※提出しない　・提出する（１部） 保全に関する資料のうち「建物等の利用に関する説明書」は、「管理者のための建築物保全の手引き（改訂版）」（（一財）建築保全センター）に建物の構造、機器、保安業務等の説明及び清掃の要点、使用材料の製造品名、連絡先等を記載したものに代えることができる。 なお別契約の設備工事等がある場合は、連携の上作成する。
⑬	工事写真等の記録	1）工事記録写真等は、営繕工事写真撮影要領（令和３年版）(国土交通省大臣官房官庁営繕部）により整備し、下記により提出する。また、本仕様書の「第１章29電子納品」を行う場合は、更に当該特記事項に基づいて作成し提出する。 各区分の写真は、Ａ４版スクラップブックに順序よく説明事項を記入の上、所定の部数を提出する。 2）完成写真の撮影　・専門業者の撮影（撮影者を明記）　・専門業者以外の撮影 3）原版の使用権を次の者に移譲すること。　※発注者　・設計者 移譲を受けた者は、写真を撮影者の了解なしに撮影者名を表示しないで自由に使用できる。 撮影者が写真を使用する場合は、発注者・設計者の承諾を必要とする。 4）中間検査または、監督員の指示により手直しを命ぜられた工事は、手直し前、中、後が判断できる写真を撮影し、報告書に添え提出する。
⑭	責任施工	特記事項中、責任施工の指示のあるものは、受注者及び下請負人の連帯責任とし、保証書を提出する。

区分	分類	大きさ	撮影枚数	部数
着工前	※カラー ・	※100×148程度 ・	※　景以上	※　１部
工事中	※カラー ・	※85×115程度 ・	「営繕工事写真撮影要領」による	※　１部
完成時	⊗カラー ⊙電子データ	⊗100×148程度 ⊙CD-R	※ 16景以上	⊗　１部 ⊙ CD-R 2部

適用工事種別	技能検定作業
仮設工事	・とび作業
鉄筋工事	・鉄筋組立て作業
コンクリート工事	・型枠作業　・コンクリート圧送工事作業
鉄骨工事	・構造物鉄工作業　・とび作業
ブロック・ALCパネル工事	・コンクリートブロック工事作業　・エーエルシーパネル工事作業
防水工事	・アスファルト防水工事作業　・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・セメント系防水工事作業　・FRP防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業　・ウレタンゴム塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業　・シーリング防水工事作業
石工事	・石材加工作業　・石張り作業　・石積み作業
タイル工事	・タイル張り作業
木工事	⊙大工工事作業
屋根及びとい工事	・内外装板金作業　・かわらぶき作業
金属工事	・鋼製下地工事作業　・内外装板金作業
左官工事	⊙左官作業
建具工事	⊙ビル用サッシ施工作業　・自動ドア施工作業　・ガラス工事作業
カーテンウォール工事	・金属製ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事作業　・ﾋﾞﾙ用ｻｯｼ施工作業　・ｶﾞﾗｽ工事作業
塗装工事	・建築塗装作業
内装工事	⊙プラスチック系床仕上げ工事作業 ⊙カーペット系床仕上げ工事作業　・木質系床仕上げ工事作業 ⊙ボード仕上げ工事作業　⊙壁装作業
排水工事	・建築配管作業
植栽工事	・造園工事作業

⑮	工事報告書	工事の進捗度表、作業員の出面報告、工事箇所図及び工事現況写真等を記載した工事報告書を月末毎に提出する。
⑯	設備工事との取合い	1）設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承認を受ける。 2）設備工事の貫通孔、開口部の型枠、スリーブ等の補強筋は本工事に含むものとする。なお箇所等は、下記による。

位置／大きさ		100mm	125mm	150mm	175mm	200mm			
補強筋箇所数	梁								
	壁								
	床								

鉄骨部のスリーブ及び補強は本工事に含むものとする。
軽鉄下地で天井、壁等の補強は本工事に含むものとする。なお箇所数は、下記による。
イ）天井部分　箇所　ロ）壁部分　箇所

他工事との取合い	建築工事	電気工事	機械工事	備考
機器の基礎、換気扇取付用枠			○	
梁、床、壁貫通部の補強	○			
梁、床、壁貫通部のスリーブ、型枠		○	○	
外気取付ガラリー、床下水槽マンホール蓋	○			ｶﾞﾗﾘｰは、立面図に図示
ステンレス流し台等	○			排水トラップ共
換気フード、レンジフードファン 取付枠（鋼製）とも	○			建築図に図示 ダクト接続は設備工事
天井、壁、床、点検口、プロパンボンベ庫	○			
下流し、足洗場の給水、排水、玄関の排水			○	
小便器仕切板（陶器製）、タオル掛（下地共）			○	
洗面所、手洗所等の鏡	○		○	特殊なものは、建築工事
ボイラーの煙突	○		○	鋼板製は、機械設備工事
実験台に付属する設備機器	○			
実験台の配管等の接続		○	○	
埋込み分電盤、端子盤等の壁補強	○			
埋込み分電盤、端子盤等の型枠		○		
天井、壁ボード類の下地補強	○			墨出し、ﾎﾞｰﾄﾞ類切り込みは、設備工事
簡易間仕切り（内装パネル）内の位置ボックス及び配管の取付	○			
屋内・屋外に設置する発電機、配電盤、制御盤、受水槽、ポンプ等の基礎、防油堤	○			
屋上に設置するテレビアンテナ・避雷針等の設備基礎	○			屋根伏図に図示
配線ピット及び蓋	○			
照明器具幹線等の吊りボルト用インサート		○		
身体障害者用の手すり	○			
洗濯機用防水パン及びトラップ			○	
ＦＦ暖房機・クーラー等の配管用スリーブ	○			
電話・テレビ等の配線用スリーブ		○		
クーラー取付ボルト用インサート	○			建築図に図示
ユニットバス本体・付属品（シャワー金具・手すり・鏡・照明）	○			配管接続以降は設備工事
ユニットバス用換気扇			○	
消火器	○			公共住宅に適用
自動扉、電動Ｓ、電動ルーバー、1次側配線		○		機器は建築工事
防火設備の閉鎖制御機器、感知器2次側配線	○			
地下タンク室	○			

17	設計ＧＬ	※図示　・設計ＧＬ＝現状ＧＬ
18	建築基準法に基づき指定する条件	・地区の区分に応じた風速（Ｖ（m/sec））　30（県内全域） ・地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ ・多雪地域の指定　垂直積雪量＿＿＿＿＿＿
⑲	工事現場の掲示板	工事現場には、下記掲示板を設置する。（記入例）

90cm

工事名
工期自　年　月　日～至　年　月　日
発注者
（監　修）
設　計
監　理
施　工　建　築　（業者名を記入する）
電　気　（業者名を記入する）
給排水　（業者名を記入する）
暖　房　（業者名を記入する）
この工事は、週休２日に取り組んでいます

上段の地色は、白色
文字は、青色
下段の地色は、青色
文字は、白色
60cm（75cm）

（注意事項）
①（監　修）内は、監修を委託した場合。
②業者名が多くなった場合でも、縦75cm以内とする。
③工事名は、各工事とも共通な名称とし、各文字は、角ゴシック体とする。

⑳	施工の検査等	監督員等の検査を受ける工種は次のものとする。　[1.7.5] ※根切り掘削完了時　※主要構造部の配筋　・型枠の組立て その他監督員が指示するもの
㉑	施工の立会い等	請負契約約款第14条第２項に定める監督員等の立会いのうえ施工するものは次のものとする。 ※杭打ち　・コンクリートスランプ確認及び打込み　・屋外タイル圧着試験　[1.7.7] その他監督員等の指示するもの
22	中間検査	中間検査の実施　※有　・無　[1.8.2] 実施時期　※躯体工事完了時　・
23	公共事業労務調査等に対する協力	・受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 1）調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。 2）調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。 3）正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い、就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 4）対象工事の一部について下請け契約を締結する場合には、当該下請け工事の受注者（当該下請け工事の一部に係る二次以降の下請け人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・本工事が「建設副産物実態調査」の対象である場合、工事完了後速やかに調査票を作成し、監督員に提出しなければならない。
㉔	保険	工事目的物、工事材料等に生ずる損害を填補する保険は、下記による。 ※建設工事保険又は組立保険（工事対象物を全て解体する工事を除く） 加入期間　引渡しまで（引き渡しを要しない工事の場合は、工事完了まで）
㉕	室内空気汚染対策	室内空気の汚染対策の実施　※実施する　・実施しない　[1.7.9] 1）測定の有無等 測定する場合は、下記の通り揮発性有機化合物について室内濃度を測定し、厚生労働省の定める指針値以下であることを確認し、報告すること。 イ）測定の有無　※有　・無 ロ）測定対象室 測定は原則として、内装仕上げ材料の仕様が大きく異なる居室毎に行う。ただし、居室の規模が著しく異なる場合は、それぞれ実施する。 内装改修等を行った居室について測定を行う。 ハ）１室当たりの測定箇所数

室の床面積　Ａ（㎡）	Ａ≦50	50＜Ａ≦200	200＜Ａ≦500	500＜Ａ
測定個所数	1	2	3	4

全ての測定個所において、ニ）の測定対象化学物質全ての濃度を同時に測定する。
ニ）測定対象化学物質及び測定方法
測定対象化学物質は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンとし、同時に測定する。測定方法は、パッシブ型採取機器を用い、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課長通知（平成24年４月５日国営整第４号）「官庁営繕部におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」により行う。
ホ）測定時期
測定は下記の時期に行うものとする。
①測定対象化学物質が、関連工事による測定対象室への流入や急激な拡散がほぼなくなり、引き渡し後の室内空気環境と同程度になった時期。
②別途工事又は家具の設置等が行われる前。
③内装又は塗装等の施工が終了し、その後十分な換気が行われていること。
④中央式空気調和設備のように換気を行いながら空気調和を行う設備がある場合は、設備の試運転が終了していること。
ヘ）測定対象物質が指針値を超える濃度で検出された場合の措置
測定結果が厚労省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。
ト）その他、採取、測定及び分析の方法は、上記ニ）の国土交通省通知によるほか、監督員の指示による。
2）施工中・施工後の通風、換気
接着剤、塗料等の塗布に当たっては、使用方法や塗布量を十分管理し、適切な乾燥時間をとるようにする。また、施工時、施工後の通風、換気を十分に行い、室内に放散した溶剤成分等の希釈を図るものとする。
3）引き渡し時
室内空気中に化学物質を発散するおそれのある建築材料等の使用状況の一覧表を提出する。
4）揮発性有機化合物を放散させる建築材料等本工事の建物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次のイ）から ホ）の事項を満たすものとする。
イ）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗り材は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
ロ）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
ハ）接着剤は、フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシンを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
ニ）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
ホ）上記のイ）、ハ）、ニ）の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次のとおりとする。
※「規制対象外」のもの
①JIS又はJASのＦ☆☆☆☆規格品
②建築基準法施行令第20条の７第４項による国土交通大臣認定品
③下記表示のあるJAS規格品
ア）非ホルムアルデヒド系接着剤使用
イ）接着剤等不使用
ウ）非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料を使用
エ）ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用
オ）非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用
カ）非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用
・「第三種」のもの
①JIS又はJASのＦ☆☆☆規格品
②建築基準法施行令第20条の７第３項による国土交通大臣認定品
③旧JISのＥＯ規格品

㉖	名札の着帯	現場代理人及び主任（監理）技術者は、工事期間中は次に定める様式例等による顔写真入り名札を着帯すること。（但し、請負額1,000万円以上の工事）

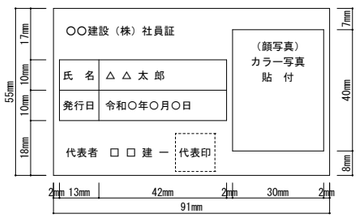

（注意事項）
①名札として使用する用紙（台紙）は白色、寸法は上図（名刺サイズ、縦5.5cm×横9.1cm）のとおりとする。
②顔写真（カラー写真）の寸法は縦4.0cm×横3.0cmとし、撮影する部分は胸から上の上半身とする。
③ケースの寸法は上記①の用紙（台紙）が入る大きさとする。

㉗	施工体制台帳の作成等	当該台帳を現場に備え付け、施工体系図を工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げること。

㉘ 排出ガス対策型建設機械 G

次に掲げる指定建設機械は、排気ガス対策型とする。
1）バックホウ
2）トラクターショベル
3）発動発電機
4）空気圧縮機
5）ローラ類
6）ホイールクレーン

㉙ 創意工夫等

工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や工事特性に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

㉚ 保険の付与及び事故の補償

1）受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2）受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。（法定外の労災保険を含む）

3）受注者は、建設業退職金共済制度の対象労働者数及び就労予定日数を的確に把握し、その掛金収納書の写しを工事請負契約締結１ヶ月以内及び工事完成時に、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

31 電子納品

※行う（「電子納品仕様書」による。）　・行わない
電子納品仕様書
1　電子納品とは、出来形管理資料や工事写真等の工事完成図書を電子データで納品するものである。
ここでいう電子データとは、下表に示す各種電子納品要領等で定めるフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

名　称
営繕工事電子納品要領（令和３年版）
官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】（令和３年版

基準・要領類のダウンロード　http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
2　工事関係書類の最終成果品を、従来の紙での納品と別にCD-R、DVD-R又はBR-Dで１部納品する。
3　工事着手時には、事前協議チェックシートを用いて事前協議を行うものとする。
工事関係書類の内、電子データで提出するものは、事前協議にて決定する。
4　発注者が行うCALS/EC電子納品に関する調査について協力を行うものとする。

㉜ 騒音振動の防止

低騒音（G）、低振動型建設機械を使用する。

33 隣接建物又は工作物の調査

※行う　・行わない

㉞ 敷地の状況確認

着工に先立ち地下に埋設されたガス管、電話ケーブル、給排水管及び架設物がないか関係機関の協力を得て確認し、報告するとともに事故を未然に防ぐよう留意する。

35 総合評価時における技術提案

「石川県建設工事総合評価方式試行要領」に基づく「技術提案」がある場合は、提案内容を本工事において確実に履行し、受注者は「技術提案履行状況報告書」を監督員に提出のうえ、履行状況の確認を受ける。なお、受注者の責任以外の理由等により、変更等の必要が生じた場合は、事前に監督員に協議する。

㊱ ダンプトラック等による過積載等の防止

1）積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

2）さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

3）過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受けること等、過積載を助長することのないようにすること。

4）取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

5）建設発生土の処理及び資材の購入に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

6）「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和42年８月２日法律第131号。）の目的に鑑み、法第１２条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体への加入者の使用を促進すること。

7）１から６につき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること。

37 景観への配慮

当該工事は、石川県公共事業景観形成ガイドラインに基づく重点事業であり、景観に配慮した工事施工に努めること。

２章　仮　設　工　事

項　目	特　記　事　項
① 工事用水	構内既存の施設　・利用できる（※有償　・無償）　※利用できない
② 工事用電力	構内既存の施設　・利用できる（※有償　・無償）　※利用できない
③ 工事用道路	工事用道路（敷地内外）は良好な維持管理を行い、使用後は請負者において速やかに原形に復旧すること。
4 指定仮設	指定仮設の適用　・仮囲い　・敷鉄板（※図示） 仮囲いは、下記により強風に対して倒壊、飛散等しない堅固な構造とし、事前に施工図を提出して監督員の承諾を受けること。 イ）材料　・鋼板　・亜鉛波形鉄板　・単管バリケード ロ）高さ　・1.8m　・2.0m　・3.0m ハ）塗装　・する　・しない　・塗装品 ニ）延長　・　m その他の指定仮設　・ （種別、規格、仕様）
⑤ 足場その他	1）外部足場　[2.2.1] (1)足場の種類 ※枠組本足場（手すり先行足場） ・くさび緊結式足場（手すり先行足場） 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省 令和5年12月26日）に規定する「（別紙1）手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２（1）手すり据置き方式又は（2）手すり先行専用足場方式により行うこと。 (2)　建枠・布枠 建　枠：・1,200枠　・900枠　・600枠 布　枠：・500布枠×２枚　※500＋240布枠　・500布枠×１枚 (3)　防護シート等による養生 ※設置する　※ネット状養生シート又は養生シート ・防音パネル　なお、出入口等の上部は必要に応じて防護柵を設ける。 ・設置しない 2）内部足場　[2.2.1] 種別　・　・　※きゃたつ、足場板等 3）材料、撤去材の運搬方法　[2.2.1][表2.2.1] ・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種
⑥ 既存部分の養生	既存部分の養生方法　・　※ビニールシート等　[2.3.1] 既存家具等の養生　・　※ビニールシート等 既存ブラインド・カーテン等の養生方法、保管場所　・図示 固定された備品、机、ロッカー等の移動　・行う（図示）
7 仮設間仕切	1)　仮設間仕切り種別　[2.3.2][表2.3.1] 種別：下地：仕上げ材（厚さ㎜）：充填材（㎜）：塗装 ・Ａ種：※軽量鉄骨：※せっこうボード（※9.5　・　）：厚さ（　）：※無し ・Ｂ種：・木造：・合板（※9　・　）：・有り ※Ｃ種：単管：防炎シート 仮設扉：※木製扉：合板張り程度：・行う　厚さ（　）：※無し　・有り ・
⑧ 監督員事務所	※設ける　・既存建物の一部を使用　・設けない　[2.4.1] 監督員事務所の規模（m²） 種別：⊙1号：・２号：・３号：・４号：・５号 面積：10程度：20程度：35程度：65程度：100程度 監督職員事務所に設ける備品等 ※保護帽　※墜落防止用器具　※長靴　※合羽　※原図大及びＡ３縮小の設計図面製本各２部 ※机　※椅子　※懐中電灯　・書棚　・黒板　・寒暖計　・
9 快適トイレ（快適トイレ実施要領に基づく）	・ 快適トイレを設置すること ※ 監督員へ提案・協議し、快適トイレを設置することができる 快適トイレを設置した場合は設計変更の対象とし、「快適トイレ実施要領」により費用を計上する。
⑩ 危険物貯蔵所	シンナー等有機溶剤を使用する場合は、特に火災及び盗難について管理を徹底する。　[2.4.2]
11 仮設物撤去他	原形復旧の方法・内容　・　[2.5.1]
⑫ 公衆災害防止等	建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）及び建設副産物適正処理推進要綱等関係規定を順守して災害の防止に努めることとする。

３章　防　水　改　修　工　事

項　目	特　記　事　項
1 一般事項	降雨等に対する養生　・　[3.1.3] 改修工法の種類　・　[表3.1.1]
2 アスファルト防水	1）防水改修工法の種類　[3.3.3] 防水改修工法の種類：施工箇所：新規防水工法の種別 保護防水：・Ｐ１Ｂ　・Ｐ１ＢＩ　・Ｔ１ＢＩ　・Ｐ２ＡＩ　・Ｐ２Ａ：：・Ｂ－１　※Ｂ－２　・ＢＩ－１　※ＢＩ－２　・ＡＩ－１　※ＡＩ－２　・ＡＩ－３　・Ａ－１　※Ａ－２　・Ａ－３ 露出防水：・Ｍ４Ｃ　・Ｐ０Ｄ　・Ｐ０ＤＩ　・Ｍ４ＤＩ：：・Ｃ－１　※Ｃ－２　・Ｃ－３　・Ｃ－４　・Ｄ－１　※Ｄ－２　・ＤＩ－１　※ＤＩ－２ 屋内防水：・Ｐ１Ｅ　・Ｐ２Ｅ：：・Ｅ－１　※Ｅ－２ 2）アスファルトの種類　※３種　・４種　[3.2.2][3.3.2] 3）二重ドレン　・設ける（・ＰＯＤＩ工法　・ＰＯＤＩ工法）　[3.2.5] 4）既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去（Ｍ４Ｃ工法、Ｍ４ＤＩ工法）・行う　[3.2.6] 5）断熱工法の断熱材の厚さ(㎜)　※25　・　[3.3.2] 断熱材はグリーン購入法における特定調達品目を使用すること 6）立上り部防水層保護　[3.3.2] ・市販品のれんが、又はれんが形コンクリートブロック（見え隠れ部分） ・乾式保護材 7）仕上げ塗料塗り（Ｃ－１、Ｃ－３、Ｄ－１、Ｄ－３、ＤＩ－１、ＤＩ－２） ※有り（・シルバー　・カラー　）　使用量は製造所標準仕様 8）屋上排水溝　・図示（水勾配は1/200以上とする）
3 改質アスファルトシート防水	1）防水改修工法の種類　[3.4.3][表3.4.1～3] 防水改修工法の種類：施工箇所：新規防水工法の種別 密着工法：・Ｍ４ＡＳ：・ＡＳ－Ｔ１　・ＡＳ－Ｔ２　・ＡＳ－Ｊ２ 絶縁工法：・Ｍ３ＡＳ　・ＰＯＡＳ：・ＡＳ－Ｔ３　・ＡＳ－Ｔ４　・ＡＳ－Ｊ１　・ＡＳ－Ｊ３ 断熱工法：・Ｍ３ＡＳＩ　・Ｍ４ＡＳＩ　・ＰＯＡＳＩ：・ＡＳＩ－Ｔ１　・ＡＳＩ－Ｊ１ 2）二重ドレン　[3.2.5] ・設ける（・ＰＯＡＳ工法　・ＰＯＡＳＩ工法） 3）既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去（Ｍ４ＡＳ工法、Ｍ４ＡＳＩ工法）　[3.2.6] ・行う 4）断熱工法の断熱材の厚さ(㎜)　[3.4.2] ※25　・ 5）下地に部分的に密着又は接着を行う工法　[3.4.4] ※製造所の標準仕様
4 合成高分子系ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ防水	1）防水改修工法の種類　[3.5.3] 防水改修工法の種類：施工箇所：新規防水工法の種別 接着工法：・ＰＯＳ　・Ｓ４Ｓ　・Ｓ３Ｓ　・Ｍ４Ｓ　・Ｐ１Ｓ：・Ｓ－Ｆ１　・Ｓ－Ｆ２　・Ｓ－Ｃ１ 機械的固定方法：・ＰＯＳ　・Ｓ４Ｓ　・Ｓ３Ｓ　・Ｍ４Ｓ：・Ｓ－Ｍ１　・Ｓ－Ｍ２　・Ｓ－Ｍ３ 断熱工法：・ＰＯＳＩ　・Ｓ４ＳＩ　・Ｓ３ＳＩ　・Ｍ４ＳＩ：・ＳＩ－Ｆ１　・ＳＩ－Ｆ２　・ＳＩ－Ｍ１　・ＳＩ－Ｍ２ 2）仕上げ塗料塗り（Ｓ－Ｆ１、ＳＩ－Ｆ１、Ｓ－Ｍ１、ＳＩ－Ｍ１の場合） ・シルバー　・カラー 3）新規防水層の仕様分類 ・非歩行　・軽歩行 4）断熱材はグリーン購入法における特定調達品目を使用すること。G　[3.5.2] ・架橋形発泡ポリエチレンフォーム　厚さ（　）㎜ ・押出法ポリエチレンフォーム３種Ｂ　厚さ（　）㎜ 5）PCｺﾝｸﾘｰﾄ部材下地　[3.5.4] 目地処理（接着工法）　※図示 入隅部の増張り（種別Ｓ－Ｆ１の場合）　・行う（幅　㎜程度） 6）二重ドレイン（ＰＯＳ、ＰＯＳＩ）　※設ける　[3.5.2]
5 ウレタン系塗膜防水	1）防水改修工法の種類　[3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1] 防水改修工法の種類：施工箇所：新規防水層の種別：仕上げ塗料塗り ・ＰＯＸ：：※Ｘ－１　・Ｘ－２：・シルバー ・ＬＡＸ：：・Ｘ－１　※Ｘ－２：・カラー 2）二重ドレン（・ＰＯＸ工法の場合）・設ける　[3.2.5] 3）既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去（ＬＡＸ工法の場合）　・行う　[3.2.6]
⑥ シーリング	1）改修方法の種類　[3.1.4][表3.1.2][3.7.4～7] 改修方法の種類：施工箇所 ⊙シーリング充填工法： ・シーリング再充填工法：アルミサッシ枠（カバー工法） ・拡幅シーリング再充填工法： ・ブリッジ工法： 2）ボンドブレーカー張り及びエッジング材張り（ブリッジ工法の場合）　[3.7.7] 3）シーリング材の種類及び施工箇所　[3.7.2][表3.7.1] 下表以外は、改修標仕表３．７．１を標準とする 施工箇所：シーリング材の種類（記号） 4）接着性試験　※簡易接着性試験（対象部位　）　[3.7.8] 5）撤去既存ｼｰﾘﾝｸﾞの処理 事前調査等 現場においてサンプルを採取し、専門分析機関で分析を行う。 採取箇所　※外壁目地　・建具周囲目地　・図示 採取箇所数　・部位が異なる毎に１箇所　・図示 分析によりＰＣＢの含有が確認された場合は施工調査等を行い、適切に処理を行う。 施工調査等 調査範囲　※今回改修工事範囲全て　・図示 調査内容　シーリング使用部位及び長さの確認 施工範囲と工事管理区分の確認 仮設計画 廃棄物等の搬出方法
7 防水工事の保証	防水工事は責任施工とし、下記による保証書を提出する。 施工箇所：種別：年限：施工箇所：種別：年限 屋根：：１０年：：： 洗面、浴室、便所：：５年：：：
8 とい	1）材種　[3.8.2][表3.8.1] ※配管用鋼管　・硬質塩化ビニル管（・ＶＰ　・ＲＦ－ＶＰ　）G 2）鋼管製といの防露巻き　[3.8.3][表3.8.3～4] ※「改修標仕」表3.8.4による 3）防露材のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外　・第三種　・次の箇所は行わない（　） 4）たてとい受け金物の取付け　[3.8.3] ※図示　・「標仕」13.5.2(2)及び13.5.3(4)(ｲ)による
9 アルミニウム製笠木	1）オーブン形式アルミニウム製笠木の種類　[3.9.2～3][表3.9.1] 種類：板厚(㎜)：表面処理及び色合い：固定間隔：下地補修 ・100型：・1.5以上：※A-1又はB-1種(無着色)：建築基準法に基づき指定する条件により施工計画書に定める：※行う（図示） ・250型：・1.6以上：B-2種：・行わない ・300型：・1.8以上：・ブラウン系 ・350型：・2.0以上：・ブラック ・ステンカラー 2）既存笠木等の撤去　・行う（範囲　※図示　・　） 3）板材折曲げ形アルミニウム製笠木の取付方法 固定金具は「改修標仕」3.9.3(2)(ｱ)とし、それ以外の取付方法は図示による。

４章－１　外　壁　改　修　工　事　共　通　事　項

項　目	特　記　事　項
1 調査	調査範囲　※外壁全面　・図示の範囲　[1.6.2] ・既存外壁仕上げ材等撤去後の躯体面（仕上げ材等撤去範囲） 調査内容 ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。 コンクリート、モルタル及びタイル等のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。 また、欠損部の寸法形状等を調査する。 モルタル及びタイルの浮き部分を壁面に表示する。 仕上げ塗材等の劣化部分、はく落部分等を壁面に表示する。 また、既存塗膜と新規上塗り材との適合性を確認する。 調査報告書の部数　※２部
2 改修使用材料	可とう性エポキシ樹脂　[4.2.4][4.3.5][4.4.5] 項目：引張り強さ(N/mm²)：伸び（%）：引張り接着性（最大引張り応力(N/mm²)：破断時の伸び(%)） 常温特性：1.0以上：30.0以上：1.0以上：10.0以上 低温性：1.0以上：30.0以上 加熱変化：1.0以上：30.0以上 比　重：表示値：±0.10 押出し性：60秒　以下 スランプ：3.0㎜　以下 加熱減重：5.0%　以下 その他：1）均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 2）対象とする被着体を浸さず、かつ、周囲を汚損しないこと。 3）常温常湿（温度5℃～35℃、湿度45%～85%）において製造所の指定する期間又は製造後６か月間保存した後にあっても、品質・性能の各項目に適合していること。 ポリマーセメントモルタル　[4.2.4][4.3.5][4.4.5] 項目：曲げ強さ(N/mm²)：圧縮強さ(N/mm²)：接着強さ(N/mm²)（標準時：湿潤時：低温時） 性能：6.0以上：20.0以上：1.0以上：0.8以上：0.5以上 表面状態：だれの下がり量は5㎜以内かつ、ひび割れの発生がないこと。 透水性：裏面の流れ、水滴の付着がないこと。 その他：ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙに用いる高分子ｴﾏﾙｼｮﾝは、常温常湿において製造後６ヶ月保存しても変質しないこと。 パテ状エポキシ樹脂　[4.2.4][4.3.5][4.4.5] 項目：初期硬化性(N/mm²)：接着強さ(N/mm²)：圧縮強さ(N/mm²)：曲げ強さ(N/mm²)：硬化収縮率(%) 品質：標準：2.0以上：標準：6.0以上：50.0以上：30.0以上：3.0以下 その他：1）均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 2）対象とする被着体を浸さず、かつ、周囲を汚損しないこと。 3）常温常湿（温度5℃～35℃、湿度15%～85%）において製造所の指定する期間又は製造後６か月間保存した後にあっても、品質・性能の各項目に適合していること。 4）　試験方法はJIS A6024（建築補修用注入ｴﾎﾟｷｼ樹脂）に準ずる。 エポキシ樹脂モルタル　[4.2.4][4.3.5][4.4.5] 項目：接着強さ(N/mm²)：圧縮強さ(N/mm²)：曲げ強さ(N/mm²) 品質：1.0以上：20.0以上：10.0以上 その他：1）こて塗りが容易で、かつ、硬化後の仕上がりが良好であること。 2）形状に異常がなく、だれが生じない。 3）均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 4）「労働安全衛生法」に基づく「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。 5）常温常湿（温度20±1.5℃、湿度65±20%）において製造所の指定する期間又は製造後６か月間保存した後にあっても、品質・性能の各項目に適合していること。 ポリマーセメントスラリー　[4.2.4][4.3.5][4.4.5] 項目：注入性（広がり速度(cm/s)：粘調整(粘調係数)）：保水性(保水係数)：長さ変化率(収縮)(%)：引張り接着性(28日材齢)(N／mm²)：曲げ性能(28日材齢)(N／mm²)：吸水性(72時間)(%)：耐久性(劣化曲げ強さ)(N／mm²) 品質：3以上：0.05～1.00：0.35～0.55：3以下：0.5以上：5.0以上：15以下：5.0以上 吸水調整材　[4.2.4][4.3.5][4.4.5] 項目：全固形分(%)：吸水量（g）：接着強度(N/mm²)：界面破断率(%) 品質・性能：表示値±1%以内：30分間で1g以下：0.98以上：50以下 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 既製調合モルタル　[4.2.4][4.3.5][4.4.5] 項目：保水率(%)：単位容積質量(kg／l)：接着強さ(N/mm²)（標準時：温冷繰返し後）：長さ変化率(%)：曲げ強さ(N/mm²) 品質・性能：70.0以上：1.8以上：0.6以上：0.4以上：0.2以下：4.0以上

４章－２　コ　ン　ク　リ　ー　ト　打　放　し　仕　上　げ　外　壁　改　修　工　事

項　目	特　記　事　項
1 ひび割れ部改修工法	※樹脂注入工法　[4.1.4][4.2.5] 注入工法の種類：ひび割れ幅(㎜)：注入口間隔(㎜)：注入量(ml/m) ※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法：0.2以上～1.0以下：※200～300：※・ ・手動式エポキシ樹脂注入工法：0.2以上～0.3以下：※50～100：※40 0.3超え～0.5以下：※100～200：※70 ・機械式エポキシ樹脂注入工法：0.5超え～1.0以下：※150～250：※130 ・ 注入材料　[4.2.4] ※建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS A6024低粘度形又は中粘度形） 検査（コア抜取り）　[4.2.5] ※行わない ・行う　抜取り部の補修方法 ※充填工法（・ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾓﾙﾀﾙ　・ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ）　[4.2.8] ・Ｕカットシール材充填工法　[4.1.4][4.2.4][4.2.6] 充填材料：種別：備考 ・シーリング材：※１成分形又は２成分形　ポリウレタン系シーリング材　・：ポリマーセメントモルタルの充填　※行わない　・行う ・可とう性エポキシ樹脂：4.2.4による ・シール工法　[4.1.4][4.2.4][4.2.7] シール材料 ・パテ状エポキシ樹脂　(4.2.4による) ・可とう性エポキシ樹脂（4.2.4による）
2 欠損部改修工法	※充填工法　[4.1.4][4.2.4][4.2.8] 充填材料 ・エポキシ樹脂モルタル　(4.2.4による) ・ポリマーセメントモルタル（4.2.4による）

４章－３　モ　ル　タ　ル　塗　り　仕　上　げ　外　壁　改　修　工　事

項　目	特　記　事　項
1 既存モルタル塗りの撤去	・行う（※全面　・図示の範囲） ・既存モルタル撤去工法（範囲は図示　撤去部分の補修は、３．欠損部改修工法による）
2 ひび割れ部改修工法	※樹脂注入工法　[4.1.4][4.2.2][4.3.6] 注入工法の種類：ひび割れ幅(㎜)：注入口間隔(㎜)：注入量(ml/m) ※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法：0.2以上～1.0以下：※200～300：※・ ・手動式エポキシ樹脂注入工法：0.2以上～0.3以下：※50～100：※40 0.3超え～0.5以下：※100～200：※70 ・機械式エポキシ樹脂注入工法：0.5超え～1.0以下：※150～250：※130 ・ 注入材料　[4.3.5] ※建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS A6024低粘度形又は中粘度形） 検査（コア抜取り）　[4.2.5] ※行わない ・行う　抜取り部の補修方法 ※充填工法（・ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾓﾙﾀﾙ　・ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ）　[4.2.8] ・Ｕカットシール材充填工法　[4.1.4][4.2.6][4.3.5][4.3.7] 充填材料：種別：備考 ・シーリング材：※１成分形又は２成分形　ポリウレタン系シーリング材　・：ポリマーセメントモルタルの充填　※行わない　・行う ・可とう性エポキシ樹脂：4.3.5項改修使用材料による。 ・シール工法　[4.1.4][4.2.7][4.3.5][4.3.8] シール材料 ・パテ状エポキシ樹脂　(4.3.5による) ・可とう性エポキシ樹脂（4.3.5による）
3 欠損部改修工法	・充填工法　[4.1.4][4.2.8][4.3.5][4.3.9] 充填材料　※　ポリマーセメントモルタル（4.3.5による） ・モルタル塗替え工法　[4.1.4][4.2.8][4.3.5][4.3.10] 塗替え材料　※　「改修標仕」4.3.5（5）による 仕上げ厚又は全塗厚が25㎜を超える場合の処置 ※適用する（範囲は図示） ※ステンレス製アンカーピンを縦横200㎜程度の間隔に打ち込み、ステンレスラス等を張る。 ・図示 既製目地材　・適用する　（形状　※図示　・　）　[4.3.5]

4　浮き部改修工法　モルタルを撤去しない場合　[4.1.4][4.3.5][4.3.11～16][表4.3.5～6]

改修工法の種類	アンカーピンの本数 (本/m²) 一般部	アンカーピンの本数 (本/m²) 指定部	注入口の箇所数 (箇所/m²) 一般部	注入口の箇所数 (箇所/m²) 指定部	充填量又は注入量 (ml/箇所)
・アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法	※16 ・	※25 ・			※25 ・
・アンカーピンニング全面 エポキシ樹脂注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※25 ・
・アンカーピンニング全面 ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※50 ・
・注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ部分 エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・			※25 ・
・注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ全面 エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※25 ・
・注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ全面 ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※50 ・

アンカーピン
材質　※ステンレスSUS304、呼び径４mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの　[4.3.5]
注入口付アンカーピン
材質　※ステンレスSUS304、呼び径外径６mm　[4.3.5]

４章－４　タイル張り仕上げ外壁改修工事

項目	特記事項
1　既存タイル張りの撤去	・外壁タイル張り全面　・図示の範囲 撤去範囲　※下地モルタルまで　・張付けモルタルまで
2　ひび割れ部改修工法	改修箇所　※既存タイル張り面 ・既存タイル撤去面（・コンクリート面　・モルタル面） ※樹脂注入工法　[4.1.4][4.2.5][4.4.5～6]

注入工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入量 (ml/m)
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下	※200～300 ・	※ ・
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3以下	※50～100 ・	※40 ・
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.3超え～0.5以下	※100～200 ・	※70 ・
	0.5超え～1.0以下	※150～250 ・	※130 ・

注入材料　[4.4.5]
※建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS A6024低粘度形又は中粘度形）
検査（コア抜取り）　※行わない　[4.2.5]
・行う（抜取り部の補修方法：　）
・Ｕカットシール材充填工法（既存タイル張り撤去面）
[4.1.4][4.2.4][4.2.6]

充填材料	種別	備考
・シーリング材	※１成分形又は２成分形 ポリウレタン系シーリング材 ・	ポリマーセメントモルタルの充填 ※行わない　・行う
・可とう性エポキシ樹脂	4.2.4による	

3　欠損部改修工法	・タイル部分張替え工法 張付け材料 ※ポリマーセメントモルタル ・接着剤（JIS A 5557に基づく一液反応硬化形の変成シリコーン樹脂系） ・タイル張替え工法 張付け材料 ・張付けモルタル（・現場調合　・既調合） ・接着剤（JIS A 5557に基づく一液反応硬化形の変成シリコーン樹脂系）
4　浮き部改修工法	タイルを撤去しない場合　[4.1.4][4.4.5][4.4.9～15] [表4.3.5～6]

改修工法の種類	アンカーピンの本数 (本/m²) 一般部	アンカーピンの本数 (本/m²) 指定部	注入口の箇所数 (箇所/m²) 一般部	注入口の箇所数 (箇所/m²) 指定部	充填量又は注入量 (ml/箇所)
・アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法	※16 ・	※25 ・			※25 ・
・アンカーピンニング全面 エポキシ樹脂注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※25 ・
・アンカーピンニング全面 ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※50 ・
・注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ部分 エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・			※25 ・
・注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ全面 エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※25 ・
・注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ全面 ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※50 ・
・注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入ﾀｲﾙ固定工法	・	・	・	・	・

アンカーピン
材質　※ステンレスSUS304、呼び径４mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの　[4.3.5]
注入口付アンカーピン
材質　※ステンレスSUS304、呼び径外径６mm　[4.3.5]

４章－５　仕上塗材仕上げ外壁改修工事

項目	特記事項
1　既存塗膜等の除去及び下地処理	既存塗膜の劣化部の除去及び下地処理の工法　[4.5.4][4.5.4～7]

工法	処理範囲	ひび割れ部等の補修
※サンダー工法	※既存仕上げ面全体　・	・ひび割れ部改修工法
・高圧水洗工法	※既存仕上げ面全体　・	・浮き部改修工法
・塗膜はく離剤工法	※既存仕上げ面全体　・	・欠損部改修工法
・水洗い工法	※上記処理範囲以外の既存仕上げ面全体 ・	

2　下地調整材	※下地調整塗材　・ポリマーセメントモルタル　[4.5.4]
3　ﾏｽﾁｯｸ塗材塗り	種別及び凸面処理仕上げ　[4.6.2][表4.6.1]

種別	仕上げ	仕上材塗り
・Ａ種	・凸面処理仕上げ	・アクリル樹脂エナメル
・Ｂ種	・	・つや有合成樹脂エマルションペイント

５章　建具改修工事

項目	特記事項
① 一般事項	①改修工法　⊙かぶせ工法　・撤去工法　[5.1.3] 新規建具周囲の補修工法及び範囲　・ ②防犯建物部品　※建具表による　[5.1.7] ③防火戸　[5.1.4] 防火性能　・防火設備　（建具番号　） ・特定防火設備　（建具番号　） 防火戸の閉鎖機構　・自動閉鎖機構　（建具番号　） ・ヒューズ装置と連動　（建具番号　） ・熱感知器と連動　（建具番号　） ・煙感知器と連動　（建具番号　）
	④見本の製作等　[5.1.5] ・建具見本の製作　（建具番号　） ・特殊な建具の仮組　（建具番号　） ⑤建具回り等の充填モルタル 防水剤（モルタルに混入する防水剤の品質）　[6.15.3]

項目	混合割合	凝結及び安定性（JIS R 5201） 凝結時間	安定性	曲げ及び圧縮強度比(%)	吸水比 (%)	透水比 (%)
品質	セメント質量の５%以下	始発1時間以上 終結10時間以内	収縮性、膨張性のひび割れそりがないこと	70以上	95以下	80以下

⑤取付け調整等　[5.1.6]
・ブラインド　：
・カーテンボックス　：

② アルミニウム製建具	外部に面する建具の性能等級　[5.2.2][5.2.4][表5.2.1]

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み (mm)	施工箇所
・Ａ種	Ｓ－４	※Ａ－３	※Ｗ－４	※70（(注)共）	
⊙Ｂ種	Ｓ－５	・	・	・	図示
・Ｃ種	Ｓ－６	Ａ－４	Ｗ－５	100	

防音ドアセット　※適用は建具表による
断熱ドアセット　※適用は建具表による
耐震ドアセット　※適用は建具表による
表面処理　[5.2.4][表5.2.2]

施工箇所	種別	色合い等
外部建具	※ＢＢ－１種	無着色
	・ＢＢ－２種	※標準色（・ブラウン系　・ブラック　・ステンカラー）
	・	・
内部建具	※AC-1種又はBB-1種	無着色
	・AC-2種又はBB-2種	※標準色（・ブラウン系　・ブラック　・ステンカラー）

3　網戸	防虫網　[5.2.3～4] 網の種別　・合成樹脂製　※ガラス繊維入り合成樹脂製　・ステンレス製（SUS316） 形式　※外部可動式　・固定式
4　樹脂製建具	1）外部に面する建具の性能値等　[5.3.2][5.3.4][表5.3.1]

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み (mm)	施工箇所
・Ａ種	Ｓ－４	Ａ－４	※Ｗ－４ Ｗ－５	・60　・80 ・100 ・125	
・Ｂ種	Ｓ－５				
・Ｃ種	Ｓ－６				

2）表面色　※白色　・（　）　[5.3.4]
3）ガラス　※複層ガラス　・単層ガラス　・三重ガラス　[5.3.3]

5　鋼製建具	1）簡易気密扉の簡易気密型ドアセット性能値　[5.4.2][表5.4.1] ※適用する（適用箇所は建具表による） 2）外部に面する建具の耐風圧性　[5.4.2][表5.2.1] ・Ｓ－４　・Ｓ－５　・Ｓ－６ 3）材料　※JIS G3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) ・ 4）鋼板類の厚さ（１枚の戸の有効開口幅 950mm、又は有効高さ 2,400mmを越える場合） ※下表以外は表５．４．２による　[5.4.4][表5.4.2]

区分		使用箇所	厚さ (mm)
窓	枠類	外部の下枠、水切り板	2.3
出入口	枠類	外部に面するスイングドアの建具	2.3
	戸	中骨	2.3

・　図示

6　標準型鋼製建具	簡易気密型ドアセットの性能値の適用は建具表による　[5.4.2][5.4.6] ・適用する（適用箇所は建具表による）　[表5.4.1] 外部に面する建具の耐風圧性　[5.4.2][5.4.6][表5.2.1]

耐風圧性	施工箇所
・Ｓ－４	
・Ｓ－５	
・Ｓ－６	

7　鋼製軽量建具	1）簡易気密型ドアセットの性能値の適用は建具表による　[5.5.2] 2）防音性能を高める場合の充填材　・グラスウール　・ロックウール　[5.5.3]
8　標準型鋼製軽量建具	簡易気密型ドアセットの性能値の適用は建具表による　[5.5.2][5.5.6]
9　ステンレス製建具	簡易気密型ドアセットの性能値の適用は建具表による　[5.4.2][5.6.2] 外部に面する建具の耐風圧性　[表5.4.1][表5.2.1]

耐風圧性	施工箇所
・Ｓ－４	
・Ｓ－５	
・Ｓ－６	

⑯ 木製建具	建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量　[5.7.2] ※規制対象外　・第三種 フラッシュ戸の表面材の種類 ※天然木化粧合板 かまち戸の樹種　かまち（　）　鏡板（　）　[16.7.2] ふすまの上張り　※新鳥の子又はビニル紙程度　・鳥の子　[表5.7.3] 枠及び靴ずりの材料　[5.7.2] 枠　※ 木製枠　・鋼製枠 靴ずり　・木製　・ステンレス製
⑰ 建具金物	1）材質、形状及び寸法　[5.8.2][表5.8.1] シリンダーサイド　外側　・　※シリンダー 内側　・　※サムターン 軸吊りヒンジの自閉装置機能　・適用する　・適用しない ドアクローザーのディレードアクション　・適用する　・適用しない 戸当りのあおり止め付き　・適用する　・適用しない レバーハンドルのバックセット　・　※64mm 2）鍵　[5.8.4] マスターキー　・製作する　※製作しない（但し既設マスターキーに合わせる） 3）鍵箱　・適用する
12　自動ドア開閉装置	自動ドアの開閉機構　[5.9.2][表5.9.4]

開閉方法	検出装置の種類
※スライディングドア ・スイングドア	※光線（反射）センサー　・電波センサー　・タッチスイッチ ・熱線センサー　・音波センサー　・押しボタンスイッチ ・多機能トイレスイッチ　・光電センサー

凍結防止措置　・行う（　）　・行わない　[5.9.2]

13　重量シャッター	1）形式及び機構　[5.11.2][表5.11.1]

種類	開閉機構	危害防止機構	ｼｬｯﾀｰｹｰｽ
・管理用シャッター ・外壁用防火シャッター ・屋内用防火シャッター ・防煙シャッター	※上部電動式 （手動併用） ・上部手動式	※障害物感知装置 （自動閉鎖型） ・	※設ける ・設けない

外部に面するシャッターの耐風圧強度　・耐風圧性能　N/m²

14　軽量シャッター	開閉形式　※手動式　・上部電動式（手動併用）　[5.12.2][表5.12.1] 外部に面するシャッターの耐風圧強度　[5.12.2] 耐風圧性能（　）N/m² 電動式の場合の安全装置　[5.12.2] 急降下停止装置　・設置する（適用箇所は建具表による）　・設置しない スラット　厚さ（mm）　※0.5　・0.8　[5.12.3][表5.12.2] 材質　※ JIS G3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板又は鋼帯） ・ JIS G3322（塗装溶融55%ｱﾙﾐﾆｳﾑ－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯） 形状　※ インターロッキング形　・ オーバーラッピング形　[5.12.4] ガイドレール等　※鋼板製　・ステンレス製SUS304（厚さ1.5mm）　[表5.12.2]
15　ｵｰﾊﾞｰﾍｯﾄﾞ7	形式及び機構　[5.13.2～3][表5.13.1]

セクション材料	開閉方式	収納形式	ガイドレールの材料
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	※バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形	・溶融亜鉛めっき鋼板 ※ステンレス鋼板 （SUS304）

耐風圧性能（　）N/m²

⑯ ガラス	[5.13.2] ガラスの厚さ・構成等については建具表により、その他ガラス性能等は下記による。 ・合わせガラス 特性による種類　※Ⅱ－１類　・　（JIS R 3205） ・強化ガラス

材料板ガラスによる種類	衝撃特性による種類（JIS R 3206）
※フロート強化ガラス ・型板強化ガラス	Ⅲ類　（曲面は１類）

・熱線吸収板ガラス

板ガラスによる種類	日射熱取得率	色調
※熱線吸収フロート板ガラス	２種	・ブルー　・グレー　・ブロンズ ・グリーン

・複層ガラス

種類	断熱性、日射遮へい性による区分
・断熱複層ガラス	※Ｕ３－１　・Ｕ３－２　・Ｕ１　・Ｕ２
・日射熱遮へい複層ガラス	・Ｅ４　・Ｅ５

・熱線反射板ガラス

品種	反射皮膜面	材料板ガラスの種類	色調	映像調整
※熱線反射ガラス ・高性能熱線反射ガラス	※内面　・外面 内面	・フロート板ガラス ・熱線吸収フロート板ガラス ・強化ガラス ・倍強度ガラス	・ブルー ・グレー ・ブロンズ ・シルバー	※行わない ・行う

・倍強度ガラス

材料板ガラスによる種類の名称	色調
※ フロート倍強度ガラス	――
・熱線吸収倍強度ガラス	・グレー　・ブルー　・ブロンズ

	ガラスの小口処理　[5.14.4] ガラス端部で枠にのみ込まない部分の小口加工　※適用は建具表による
17　ガラス留め材	[5.13.2][表3.7.1]

建具の種類	種類
アルミニウム製	※シーリング材　・ガスケット（ＦＩＸ部はシーリング材）
鋼製及び軽量鋼製	※シーリング材
ステンレス製	※シーリング材

18　ガラス溝	板ガラスをはめ込む溝の大きさ　[5.14.3] ※「改修標仕」図5.14.1による。ただし、強化ガラス及び倍強度ガラスを使用する場合は性能値等が確認できる資料を監督職員に提出し、承諾を受ける。
19　ガラスブロック積み	ガラスブロック　[5.14.5]

寸法（mm） 呼び寸法	厚さ	表面形状 色調	パターン	性能等 防火性能	耐火性能
		※クリア	・	※無し ・	※無し ・

壁用金属枠及び補強材　[5.14.5]

壁用金属枠の種類	規格及び補強材等
※アルミニウム製 ・	※ 改修共仕5.2.3のアルミニウム製建具の材料による ・

	化粧目地モルタルの色　※モルタル色　[5.14.5]
	シーリング材料　[5.14.5][3.7.2][表3.7.1] 下表以外は改修標仕表3.7.1による

被着体の組合せ		シーリング材の種別 記号	主成分による区分	耐久性による区分

ただし、防火区画等に用いる場合は建築基準法に基づく規定に定められたもの、または認定を受けた条件による。

名称	記号	張り面
⊙衝撃破壊対応ガラス飛散防止フィルム	ＧＩ	※内張り　・外張り
・層間変位破壊対応ガラス飛散防止フィルム	ＧＤ	
・		

品質　JIS A 5759による

６章　内装改修工事

項目	特記事項
① 床改修一般事項	1）工法　[6.2.2] (1) ビニル床シート等の除去 ※仕上げ材の（接着剤とも）　・下地モルタルとも（※図示の範囲　・除去範囲全て） 合成樹脂塗り床材の除去工法 ・機械的除去工法　・目荒工法 (2) 改修後の床清掃範囲　※改修箇所の室内　・
② 壁改修一般事項	1）工法　[6.1.3][6.3.2] (1) 既存壁撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁、床の改修範囲 ※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・図示の範囲 (2) 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲 ※壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・図示の範囲 (3) 間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 ※図示 ・モルタル塗り 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の処置 ・適用する（範囲は図示） ※ステンレス製アンカーピンを縦横200mm程度の間隔に打ち込み、ステンレス等を張る ・図示 2）新設壁下地　⊙木製壁下地　・軽量鉄骨壁下地
③ 天井改修一般事項	1）工法　[6.1.3][6.4.2] (1) 天井の撤去に伴う取り合い部の壁面の改修 ※既存のまま　・図示の範囲 2）新設天井下地　⊙木製天井下地　・軽量鉄骨天井下地
④ ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ張り G	材料　⊙ 東リ　ﾏﾃｭﾗNW同等品以上　[6.8.2]

種類	JISの記号	色柄	厚さ・高さ (mm)
※発泡層のないもの	※ＦＳ　・	※無地　・マーブル柄	※2.0　・2.5
・発泡層のあるもの	・ＨＳ	※柄物　・無地	・
・	・		・
・	・		・
⊙ビニル幅木			※60　・

工法　※熱溶接工法　・突付け（施工箇所：　）　[6.8.3]

5 ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ張り G	材料　[6.8.2] ビニル床タイル

種類	JISの記号	厚さ・高さ (mm)
※コンポジションビニル床タイル（半硬質）	ＫＴ	※2　・
・複層ビニル床タイル	ＦＴ	・
・ビニル幅木		※60　・

視覚障がい者用床タイル
※塩化ビニル系　※300×300　ブロックパターンは
・磁器又はせっ器タイル　・　JIS T 9251による

帯電防止床タイル

種類	厚さ	性能
・コンポジションビニル床タイル	※2.0	体積抵抗値（JIS K 6911による） $1.0\times10^{9}\Omega$以下、または、 漏えい抵抗値（JIS A 1454による） $1.0\times10^{10}\Omega$未満
・ホモジニアスビニル床タイル	※4.0又は4.5	
・		

⑥ 接着剤	[6.5.3～4][6.8.2][6.9.3] 木工事に使用する接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性とする。 壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外　・第三種　[6.11.4～5][6.13.2][6.14.2][6.16.4]
⑦ 床板張り用合板等 G	ホルムアルデヒドの放散量　[6.5.2] ※規制対象外　・第三種 下張り用床板及び畳下床板の材料　[6.5.2][表6.5.8]

使用区分	材料	厚さ (mm)
下張り用床板の材料	※合板 G	※12
畳下床板	・パーティクルボード G	・
	・繊維板（ＭＤＦ） G	・

8　合成樹脂塗り床	[6.10.3][表6.10.4～8]

種別		仕上げの種類
厚膜型	・弾性ウレタン樹脂系塗床材	※平滑仕上げ　・防滑仕上げ　・つや消し仕上げ
	・エポキシ樹脂系塗床材	※薄膜流し展べ工法（※平滑　・防滑） ・厚膜流し展べ工法（※平滑　・防滑） ・樹脂モルタル工法（※平滑　・防滑）
薄膜型	・エポキシ樹脂系塗床材	※平滑仕上げ ・

9 ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ張り G	材料、工法　[6.11.2～6][表6.11.1～6]

品名	樹種	工法	厚さ (mm)	大きさ寸法 (mm)	種別
・ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾎﾞｰﾄﾞ	・なら ・ひのき ・ぶな	・釘留め工法（根太張） ・釘留め工法（直張り） ・接着工法 緩衝材裏打	・15 ・12以上 ・8以上	・市75 長さ400以上 ・	
・ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ	・能登ひば		・	・	
・複合ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ	・		・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種		

10　畳敷き	材料　[6.12.2][表6.5.8][表6.12.1]

下地の種類	畳の種別
「改修標仕」表6.5.8による床組	・Ａ種（畳表：・ＪＳ　・Ｊ１） ・Ｂ種 ・Ｃ種（畳床：・ＰＳ-Ｃ２０　・ＰＳ-Ｃ２５ ・ＰＳ-Ｃ３０） ・Ｄ種（畳床：・ＫＴ-Ⅰ　・ＫＴ-Ⅱ　・ＫＴ-Ⅲ ・ＫＴ-Ｋ　・ＫＴ-Ｎ）
ポリスチレンフォーム床下地	※Ｃ種（畳床：・ＰＳ-Ｃ２０　・ＰＳ-Ｃ２５ ・ＰＳ-Ｃ３０） ・Ｄ種（畳床：・ＫＴ-Ⅰ　・ＫＴ-Ⅱ　・ＫＴ-Ⅲ ・ＫＴ-Ｋ　・ＫＴ-Ｎ）

⑪ カーペット敷き G

材料 [6.9.2～3]

防炎性能は、消防法で定める防炎性能を有し、登録されたものとする。

・織じゅうたん [6.9.3][表6.9.1]

織り方	種別	パイル形状	色　柄	帯電圧
・ｳｨﾙﾄｶｰﾍﾟｯﾄ ・ﾀﾞﾌﾞﾙﾌｪｰｽｶｰﾍﾟｯﾄ ・ｱｷｽﾐﾝｽﾀｰｶｰﾍﾟｯﾄ	・Ａ種 ・Ｂ種 ・Ｃ種	・カットパイル ・ループパイル ・カット、ループ併用	※単一色（無地） ・柄物（標準色） ・	人体帯電圧 ※3kV以下 ・

⊙タフテッドカーペット [6.9.3][表6.9.2]

パイル形状	パイル長（mm）	工　法	帯電圧
・カットパイル	※5～7　・	※全面接着工法 ・グリッパー工法	人体帯電圧 ※3kV以下 ・
⊙ループパイル	※4～6　・		
・レベルループパイル	※4　・		
・カット、ループ併用	・		

・タイルカーペット [6.9.3][表6.9.2]

種別	パイル形状	寸法（mm）	総厚さ（mm）	帯電圧
※第一種 ・第二種	※ループパイル ・カットパイル ・ｶｯﾄ/ﾙｰﾌﾟパイル	※500×500 ・	※6.5 ・	人体帯電圧 ※3kV以下 ・

⑫ 木下地等 G

1）県産材の使用 [6.5.2]

能登ヒバ、杉は、県産材とし、代用樹種は認めない

2）木材の品質　※「改修標仕」6.5.2による　・市販品 [6.5.2]

保存処理木材の適用箇所は「改修標仕」6.5.6(1)(ｲ)による [表6.5.2]

樹種

	土台、水掛り枠類	見え掛り部分	見え隠れ部分	備　考
下地材 (柱等を含む)	・檜・能登ヒバ・草根	・松　・檜　・杉	・松　⊙杉	
造作材	・檜・能登ヒバ・草根	・松　・檜　・杉 ・能登ﾋﾊﾞ　・ﾗﾜﾝ無節		・ラワン材 防虫処理
板　材	・	・	・	

3）集成材 [6.5.2][表6.5.1]

造作用集成材

品　名	見付け材面の品質	樹　種　名
	※１等　・２等	※たも　・なら　・しおじ　・

化粧ばり造作用集成材

品　名	見付け材面の品質	化粧薄板樹種名	化粧薄板の厚さ(mm)
	※１等　・２等		

造作用単板積層材

品　名	表面の品質	防虫処理
	・天然化木化粧 ・塗装加工あり　・化粧加工なし（　　等）	・する ・しない

4）防腐・防蟻処理 [6.5.5]

防腐処理　・薬剤加圧注入　・薬剤塗布（適用範囲　　）

防蟻処理　・薬剤加圧注入　・薬剤塗布（適用範囲　　）

防腐・防蟻剤は、クロルピリホス等含まない非有機リン系の表面処理用木材保存剤とし、種類及び品質等が確認できる資料を監督職員に提出し承諾を受ける。

防腐・防蟻処理の方法

現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて表面処理用木材保存剤を塗布することとする。

5）防虫処理 [6.5.5]

ラワン材及びならを使用する場合は、JAS1083-6（製材－第６部：広葉樹製材）による保存処理の性能区分K1の防虫処理を行う。

6）県産材使用証明 G [6.5.2]

木材及び合板等は、品質や出荷量等を記録した出荷証明書を提出する。

また、設計図書において、県産材の使用が明記されている場合は、工事受注者（資材の発注者）は、合法木材供給事業者の認定を受けた納品者が発行する「県産材産地及び合法木材証明書」及び「納品書」（合法木材団体認定番号及び産地名が（石川県産）と明記されたもの）を監督員に提出するものとする。

13 軽量鉄骨天井下地

1）形式及び寸法　ダブル野縁　・　　mm [6.6.3]

ただし、建築基準法に基づき指定する条件により、定まる風圧力に対応した工法を1.2.2［施工計画書］による品質計画で定める。 [6.6.4]

2）工法 [6.6.4]

引抜き試験　・適用する　・適用しない

屋外の場合の試験

荷重　・400N

箇所数　・当該階において３箇所程度　・図示 [6.6.4]

天井下地材における耐震性を考慮した補強　・行う　補強箇所　※　図示　・

補強方法　※　図示　・

14 軽量鉄骨壁下地

1）形式及び寸法 [6.7.3][表6.7.1]

スタッド、ランナーの種類　・50形　・65形　・90形　・100形

※スタッドの高さによる区分に応じた種類

⑮ せっこうﾎﾞｰﾄﾞ、その他ﾎﾞｰﾄﾞ及び合板張り [6.13.2][表6.13.1]

種　類	JISの記号	厚さ（mm）、規格等	
・硬質木毛セメント板 G	HW	・15　・20　・25	再生の木質材又は植物繊維の質量比割合が50%以上であること。但し体積比20%以下の接着剤、混和剤の質量は除くことができる。
・普通木毛セメント板 G	NW	・15　・20　・25	
・ﾐﾃﾞｨｱﾑﾃﾞﾝｼﾃｨﾌｧｲﾊﾞｰﾎﾞｰﾄﾞ G	MDF	・	
・パーティクルボード G		・	
・けい酸カルシウム板	0.8FK	タイプ２（無石綿）	
⊙ロックウール化粧吸音板	DR	※フラットタイプ（※9　・12　・　　） ・凹凸タイプ（※12　・15　・19　・　）	
・ロックウール化粧吸音板 （軒天井用）		※フラットタイプ 9（（個）不燃） ・凹凸タイプ（※12・15）（（個）不燃）	
⊙せっこうボード	GB-R	12.5(不燃) （テーパエッジボード施工箇所は図示）	
・不燃積層せっこうボード	GB-NC	9.5(不燃) 化粧無（下地張り用） 化粧有（トラバーチン模様）	
⊙シージングせっこうボード	GB-S	12.5（（個）不燃）	
・強化せっこうボード	GB-F	※12.5（不燃）・15.0（不燃）	
・せっこうラスボード	GB-L	9.5	
・化粧せっこうボード（木目）	GB-D	12.5（不燃）幅440mm程度 模様（※柾目　・板目）専用下地材付き	
・メラミン樹脂化粧板		JIS K6903による　厚さ1.2	
・難燃合板 G			

軽量鉄骨下地ボード遮音壁の遮音シール材 [6.13.2][表3.7.1]

※適用する　・適用しない

⑯ 壁紙張り

施　工 [6.14.3]

素地ごしらえ [表6.14.1～3]

下地の種類	素地ごしらえの種別
モルタル面及びせっこうプラスター面	・A種　※B種
コンクリート面	・A種　※B種
せっこうボード面及びけい酸カルシウム板面	・A種　※B種

17 モルタル塗り 既製目地材　※適用しない　・適用する [6.15.3]

7章　塗　装　改　修　工　事

項　目	特　記　事　項
1 材料	屋内の壁・天井仕上げ材は、防火材料とする。
2 下地調整	既存塗膜の除去範囲（塗替えで「改修標仕」表7.2.1～表7.2.7のＲＢ種の場合） [7.2.1] ・　※劣化部分

下地調整 [表7.2.1～7]

下 地 の 種 類	種　別	施工箇所
木部	・RA種　※RB種　・RC種	
鉄鋼面	・RA種　※RB種　・RC種	
亜鉛めっき鋼面	・RA種　※RB種　・RC種	
モルタル面及びせっこうプラスター面	・RA種　※RB種　・RC種	
コンクリート面等	・RA種　※RB種　・RC種	
せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面及びその他のﾎﾞｰﾄﾞ面	・RA種　※RB種　・RC種	

既存モルタル下地等のひび割れ部の補修

・行う（補修範囲及び補修方法は図示）　※行わない

3 素地ごしらえ

素地ごしらえ [7.3.1][表7.3.1～7]

下 地 の 種 類	種　別	施工箇所
木部	・A種　・B種	
鉄鋼面	・A種　・B種　※C種	
亜鉛めっき鋼面	・A種　・B種	
モルタル面及びせっこうプラスター面	・A種　※B種	
コンクリート面等	・A種　※B種	
せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面及びその他のﾎﾞｰﾄﾞ面	・A種　※B種	

4 錆止め塗料塗り

ＳＯＰまたはＥＰ－Ｇの場合 [7.4.3][表7.4.3][表7.4.5]

下地の種類	塗替えの種別			新規塗りの種別		
鉄鋼面	・A種	・B種	※C種	見え掛り	※A種	・B種
				見え隠れ	・A種	※B種
亜鉛めっき面	・A種	・B種	※C種	鋼製建具等	※A種	・B種
				その他	・A種	※B種

錆止め塗装のままの場合 [7.4.3][表7.4.3]

下地の種類	塗替えの種別			新規塗りの種別		
鉄鋼面	・A種	・B種	※C種	見え掛り	※A種	・B種
				見え隠れ	・A種	※B種

ＤＰの場合 [7.4.3][表7.4.4][表7.4.6]

下地の種類	塗替えの種別			新規塗りの種別		
鉄鋼面	・A種	・B種	・C種	※A種	・B種	・C種
亜鉛めっき面	・A種	・B種	※C種	表7.4.6による		

5 合成樹脂調合ペイント塗り（ＳＯＰ） [7.5.3～5][表7.5.1～3]

下地の種類	塗替えの種別				新規塗りの種別		
木部	・A種	※B種	・C種		※A種	・B種	下地調整は各表の注意書きによる
鉄鋼面	・A種	※B種	・C種		・A種	※B種	
亜鉛めっき面	鋼製建具等	※A種	・B種	・C種	※A種	・B種	
	その他	・A種	※B種	・C種			

6 ｸﾘｱﾗｯｶｰ塗り（ＣＬ）

塗替えの種別　・Ａ種　※Ｂ種 [7.6.2][表7.6.1]

新規塗りの種別　・Ａ種　※Ｂ種

7 アクリル樹脂系非水分散形塗料（ＮＡＤ） [7.7.2][表7.7.1]

下地の種類	工程等	塗替えの種別		新規塗りの場合
コンクリート、モルタル面等	下地調整	・RA種	※RB種　・RC種	「塗料その他」の欄による
	塗り種別	・A種	※B種	・A種　※B種

8 耐候性塗料塗り（ＤＰ） [表７．８．１～３]

下地の種類	塗替えの種別			新規塗りの場合		
・鉄鋼面	表7.8.1による					
・亜鉛めっき鋼面	表7.8.2による					
・コンクリート面 押出成形セメント板面	・A-1種	・A-2種		・A-1種	・B-1種	・C-1種
	・B-1種	・B-2種				
	・C-1種	・C-2種				

上塗り塗料　・１級　・２級　・３級

9 つや有合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り（ＥＰ－Ｇ） [7.9.2～5][表7.9.1～4]

下地の種類	塗替えの種別			新規塗りの場合	
・ｺﾝｸﾘｰﾄ面、ﾓﾙﾀﾙ面等	・A種	※B種	・C種	・A種	※B種
・木部	・A種	※B種	・C種	※A種	・B種
・鉄鋼面	・A種	※B種	・C種	※A種	
・亜鉛めっき鋼面	※A種	・B種		※A種	

10 合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り（ＥＰ）

塗替えの種別　・A種　※B種　・C種 [7.10.2][表7.10.1]

新規塗りの種別　・A種　※B種

11 ｳﾚﾀﾝ樹脂ﾜﾆｽ塗り（ＵＣ）

塗替えの種別　・A種　※B種 [7.11.2][表7.11.1]

新規塗りの種別　・A種　※B種

12 木材保護塗料塗り（ＷＰ）

種別　・A種　※B種 [7.13.2][表7.13.1]

8章　環境配慮改修工事

項　目	特　記　事　項
① 石綿含有建材の処理	1）事前調査 [1.5.1] あらかじめ関係法令等に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。 目視及び貸与する設計図書等により石綿含有建材の有無について調査する。 調査範囲　・　・図示 貸与資料　・

2）分析による石綿含有建材の調査　⊙行う　・行わない

分析方法

材　料　名	定性分析方法	定量分析方法
	・JIS A 1481-1 ⊙JIS A 1481-2	・JIS A 1481-3 ・JIS A 1481-4
石膏ボード	⊙　1 箇所	・　箇所
岩綿吸音板	⊙　1 箇所	・　箇所
ﾋﾞﾆｰﾙｸﾛｽ	⊙　1 箇所	・　箇所

3）石綿粉じん濃度測定 [9.1.1]

・行う（下表による）　・行わない

測定室（　　）

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）
・	測定１	処理作業前	処理作業室内	・各２点　・各３点　（注１）
・	測定２	処理作業中	施工区画周辺又は敷地境界	・各２点（大気）
・	測定３		処理作業室内	・各２点
※	測定４		セキュリティーゾーン入口	・各１点
※	測定５		負圧・除じん装置の排出口 （処理作業室外の場合）	出口吹出し風速1m/sec 以下の位置　・各１点
・	測定６		施工区画周辺又は敷地境界	・４方向各１点
※	測定７	処理作業後	処理作業室内	・各２点
・	測定８	（隔離シート撤去前）	施工区画周辺又は敷地境界	・４方向各１点（大気）

（注１）各施工箇所ごとの室面積が50㎡以下までは2点、300㎡以下までは3点とする。

300㎡を超えるものは、監督職員と協議する。

測定方法

・自動測定機による測定

測定名称	測　定　方　法
・測定４ ・測定５	粉じん相対湿度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

・JIS K 3850-1に基づいた測定

測定名称	ﾒﾝﾌﾞﾚﾝﾌｨﾙﾀ直径（mm）	試料の吸引流量（L/min）	試料の吸引時間（min）
・測定４ ・測定５ ・	25	5	・30 ・120
・測定 ・	45	10	・120
・測定 ・	45	10	・240
・測定 ・			

2 石綿含有吹付け材の除去

除去工法 [9.1.3]

・　※改修標仕9.1.3（2）(ｱ)による工法

3 石綿含有保温材等の除去

除去工法 [9.1.4]

※手ばらし　・切断又は破砕

4 石綿含有成形板等の除去

養生　・不要　・要（方法：　　） [9.1.5]

5 石綿含有仕上塗材の除去

除去工法 [9.1.6]

・高圧水洗工法（　　）

・剥離剤を用いる工法（　　）

・電気グライダー等を用いる工法（　　）

・その他（　　）

6 石綿含有建材の処分

・安定型 [9.1.3～6]

種　類	受入施設の名称等	所在地
・石綿含有成形板等		

（注）施設の名称については、受注者が別に選定することを妨げるものではない。

・管理型 [9.1.3～6]

種　類	受入施設の名称等	所在地
・石綿含有吹付け材等		

（注）施設の名称については、受注者が別に選定することを妨げるものではない。

9章　リ　サ　イ　ク　ル　製　品

項　目	特　記　事　項
1 リサイクル製品の使用	1）リサイクル製品を使用するものは「石川県エコ・リサイクル認定製品」を優先的に使用すること。 石川県エコ・リサイクル認定製品　・使用する

使用箇所	製品	備考

「石川県エコ・リサイクル認定製品」は、石川県のホームページを参照する。

http://www.pref.ishikawa.jp/（石川県　生活環境部　資源循環推進課）

2）その他、リサイクル製品の使用に努めるものとする。

3）建設副産物リサイクル製品を使用した場合、下記掲示板を設置する。（但し、工事請負代金が1,000万円以上のもの）

看板の寸法は９０ｃｍ×６０ｃｍ程度とする。

この建築工事ではリサイクル製品として
○○○○○○○○、○○○○○○○○○
を使用しています。

R

建設副産物リサイクル
シンボルマーク

石川県土木部営繕課

（注）建設副産物シンボルマークのデザインは監督員に確認すること

10章　そ　の　他

項　目	特　記　事　項
① いしかわ週休２日工事	工事現場において週休２日に取り組む「いしかわ週休２日工事」（以下、「週休２日工事」という。）の適用については、次のとおりとする。 なお、週休２日工事の定義(様式)等については、石川県土木部監理課技術管理室ＨＰの「いしかわ週休２日工事　実施要領」を参照すること。 （１）当初設計において、週単位の週休２日にかかる補正係数を乗じている。 （２）受注者は、工事現場に週休２日に取り組むことを記載した工事看板を設置すること。 （３）受注者は、現場着手前に休日取得［計画］表を作成し、監督員に提出・共有すること。 （４）受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は休日取得［計画］表を修正し、監督員に提出・共有すること。 （５）受注者は、工期最終日までに、休日取得［実績］表を記入し、監督員に提出すること。 （６）分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場作業が無い状態も「現場閉所」とみなす。 （７）発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、週単位の週休２日に満たない場合は、月単位の週休２日（４週８休相当）の補正に減額するものとし、月単位の週休２日（４週８休相当）に満たない場合は、補正分を減額するものとする。 なお、週休２日の確保が確認できなかった場合であっても、工事成績評定で減点評価は行わない。
2 余裕期間制度試行工事	1）余裕期間制度対象工事の内容 （１）本工事は、円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の着手及び完成日を設定することができる工事であり、建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領に基づき実施するものとする。 （２）受注者は、契約締結日から着工日の期限までの間で、休日を除く任意の日を着工日として設定することができる。 （３）受注者は、完成日の期限までの間で、休日を除く任意の日を完成日として設定することができる。 （４）工期は受注者が任意で設定した着工及び完成日を記載する。 （５）受注者は、契約時に現場代理人及び主任技術者選任届を発注者に提出しなければならない。 （６）受注者は、着工日までの余裕期間内に工事（工場製作、測量、資材の搬入、仮設物や現場事務所の設置等の準備工を含む。）に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備及び労働者の手配は、この限りでない。 （７）受注者は、余裕期間の間は、現場代理人及び主任（監理）技術者の配置を要しない。 （８）受注者は、着工日までに施工計画書を提出するものとする。 （９）余裕期間制度の適用により増加する費用は、受注者の負担とする。 （10）その他、この特記仕様書に定めのないことについては、建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領によるものとする。 （着工日の期限）　契約締結日から起算して○ヶ月以内
3 イメージアップ看板	・設置する ・設置しない（別途工事で設置等） ※監督員へ提案・協議し、設置することができる（設置費は受注者負担とする） 【参考図】 野立型（大）H1400×W1100　野立型（小）H1400×W550　壁掛型 H750×W900 （注）看板のデザインは監督員に確認すること
改訂履歴	平成14年４月１日 平成15年７月１日 平成15年10月１日 平成16年４月１日 平成17年４月１日 平成17年６月１日 平成18年４月12日 平成18年７月３日 平成19年10月１日 平成20年４月１日 平成21年４月１日 平成21年８月１日 平成22年４月６日 平成23年４月１日 平成24年４月１日 平成25年４月１日 平成26年４月１日 平成27年４月１日 平成28年４月１日 平成29年４月１日 平成29年７月１日 平成30年４月１日 令和２年４月１日 令和３年４月１日 令和３年５月１日 令和４年４月１日 令和５年４月１日 令和６年７月１日 令和６年10月１日 令和７年４月１日 令和７年10月１日 令和８年４月１日

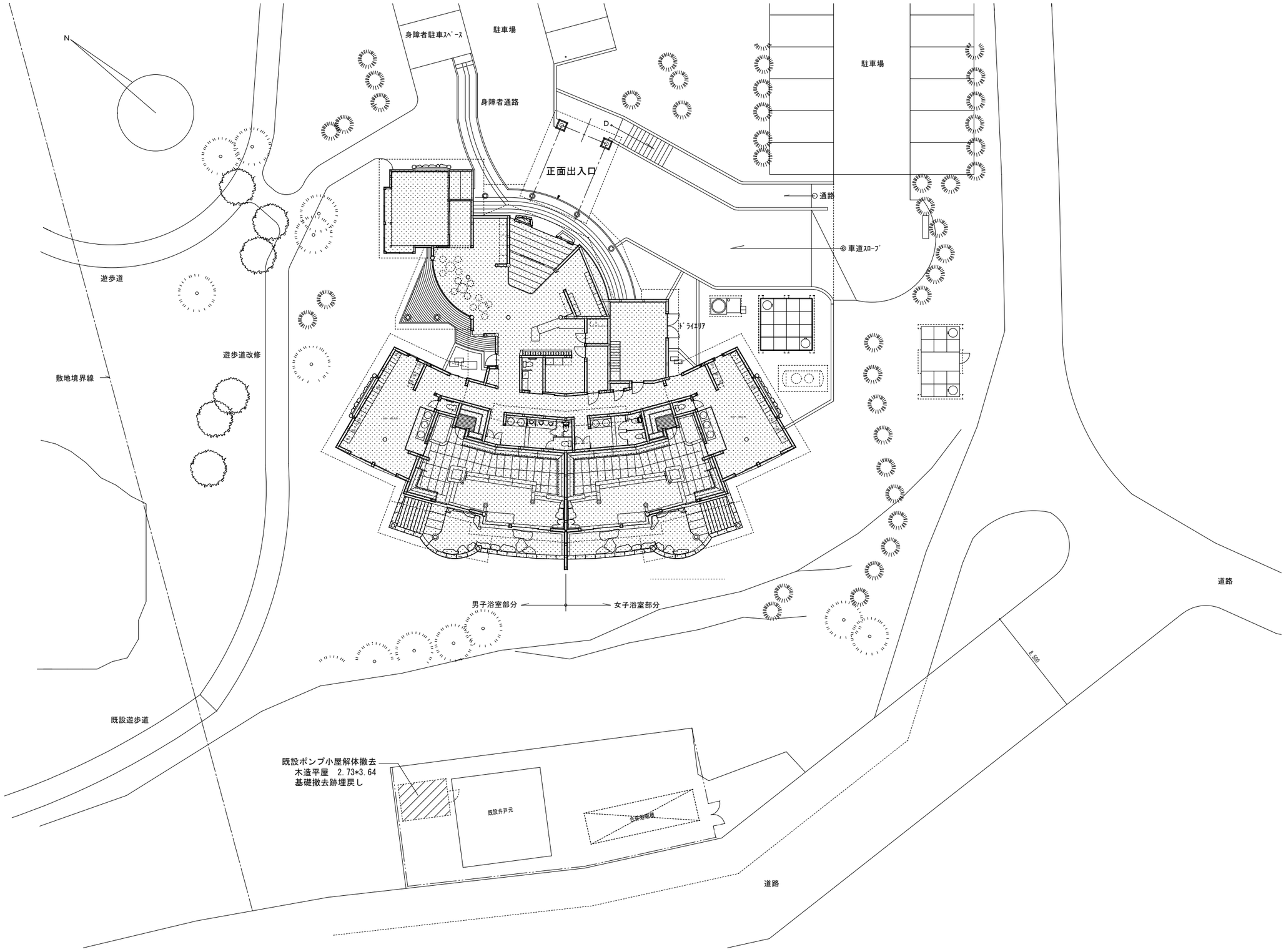

JOB NO. 125269	2026 年 03 月	宝達志水町古墳の湯改修工事	一級建築士事務所 株式会社浦建築研究所 一級建築士 第276761号 浦 淳	設計 ・ ・	標題 配置図（改修後）	縮尺 A1:1/150 A3:1/300	図番 A － 05

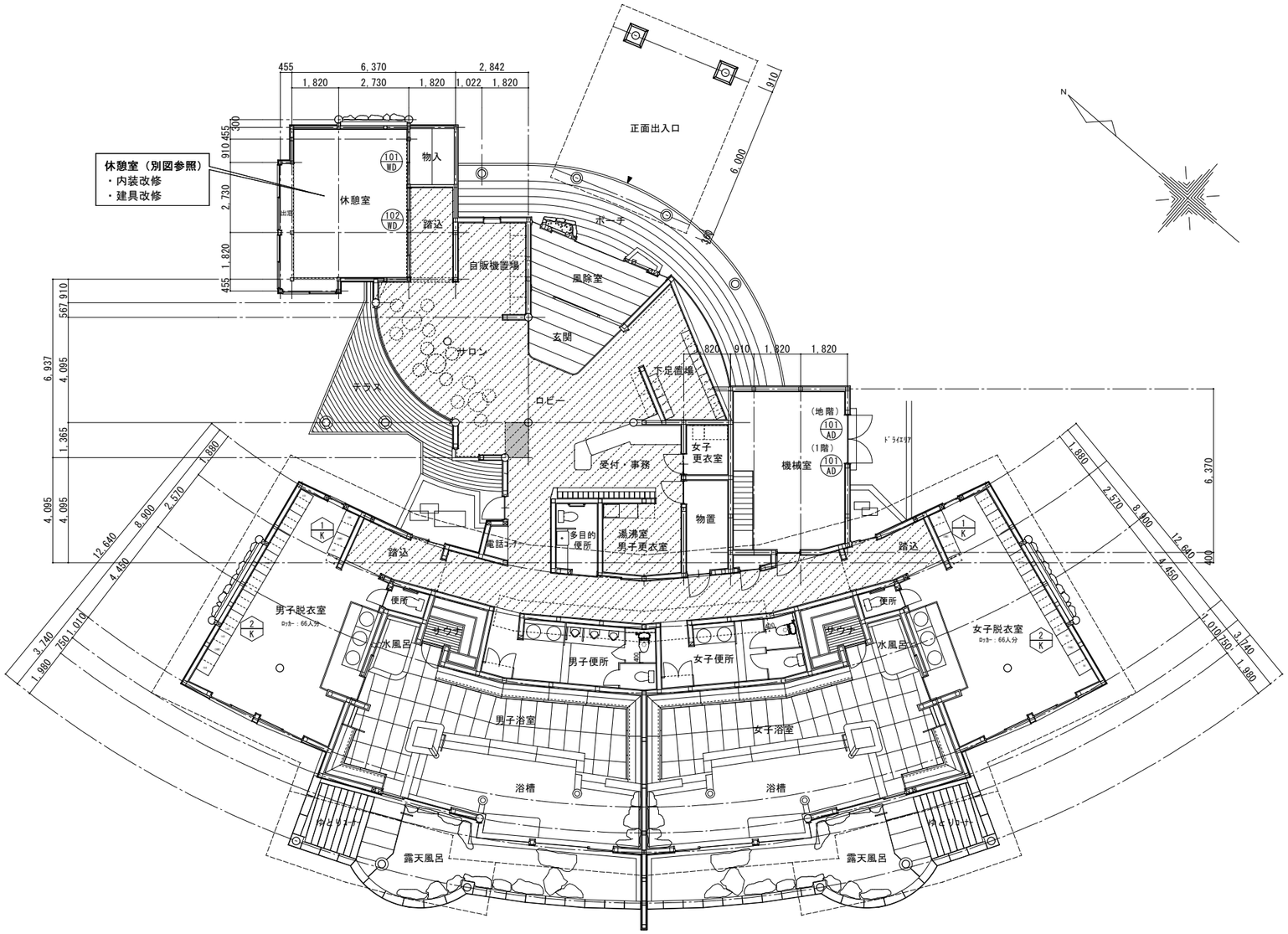

1階平面図（改修後）　1/100

建具表（改修後）

名称	101 AD 両開きフラッシュ戸　カバー工法	101 WD 引違いフラッシュ戸	102 WD 4枚引違いフラッシュ戸
数量	2	1	1
場所	地階：機械室、1階：機械室	1F:休憩室	1F:休憩室
仕上	ｱﾙﾐｶﾗｰ	ﾎﾟﾘ合板	ﾎﾟﾘ合板
金物	ｽﾃﾝﾚｽ下枠水切、ｱﾙﾐｶﾊﾞｰ額縁	引手、戸車、Vﾚｰﾙ	引手、戸車、Vﾚｰﾙ
	ｼﾘﾝﾀﾞｰ錠、ｻｳﾀｰﾝ、ﾚﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ、ﾄﾞｱﾁｪｯｸ、丁番		
硝子			t5透明ガラス、ﾃﾞｻﾞｲﾝﾌｨﾙﾑ貼
備考	ｱﾙﾐｶﾞﾗﾘ（650×600 2ケ所）、防虫網付		
形状	既存ｻｯｼ（扉撤去）→ 改修ｶﾊﾞｰ工法；2,300；下枠撤去；下枠ﾓﾙﾀﾙ補修；1,830；1,720	2,115；1,700	上下目地柄分け；2,115；3,440

家具（改修後）

名称	1 K 温浴ロッカー	2 K 温浴ロッカー
数量	2	2
場所	1階：男女脱衣室	1階：男女脱衣室
仕上	ﾎﾞﾝﾃﾞ鋼板、化粧材（ｴﾝﾄﾞﾊﾟﾈﾙ・巾木）	ﾎﾞﾝﾃﾞ鋼板、化粧材（ｴﾝﾄﾞﾊﾟﾈﾙ・巾木）
建具	スチール扉,木目化粧シート貼	スチール扉,木目化粧シート貼
金物	取手付ｼﾘﾝﾀﾞｰ錠、丁番、扉ｺｰﾅｰｶﾊﾞｰ	取手付ｼﾘﾝﾀﾞｰ錠、丁番、扉ｺｰﾅｰｶﾊﾞｰ
硝子		
備考	キーハンド、番号:ｶｯﾃｨﾝｸﾞｼｰﾄ貼	キーハンド、番号:ｶｯﾃｨﾝｸﾞｼｰﾄ貼
形状	1ヶ所当り：2列3段 6人用×2本；化粧ｴﾝﾄﾞﾊﾟﾈﾙ付；化粧天板付；化粧巾木付；1,800；900 900；515	1ヶ所当り：2列3段 6人用×2本、3列2段 6人用×7本；化粧ｴﾝﾄﾞﾊﾟﾈﾙ付；化粧天板付；化粧巾木付；1,800；900 900 900 900 900 900 900 900 900；8,100；515

床改修範囲

- 新設ループポリプロピレンカーペット敷替
- 既存床耐水合板(t15)不陸調整

※休憩室：別図参照

JOB NO. 125269	2026 年 03 月	宝達志水町古墳の湯改修工事	一級建築士事務所 株式会社浦建築研究所 一級建築士 第276761号 浦 淳	設計 ・ ・ 標題	平面図（改修後）	縮尺 A1:1/100 A3:1/200	図番 A－06

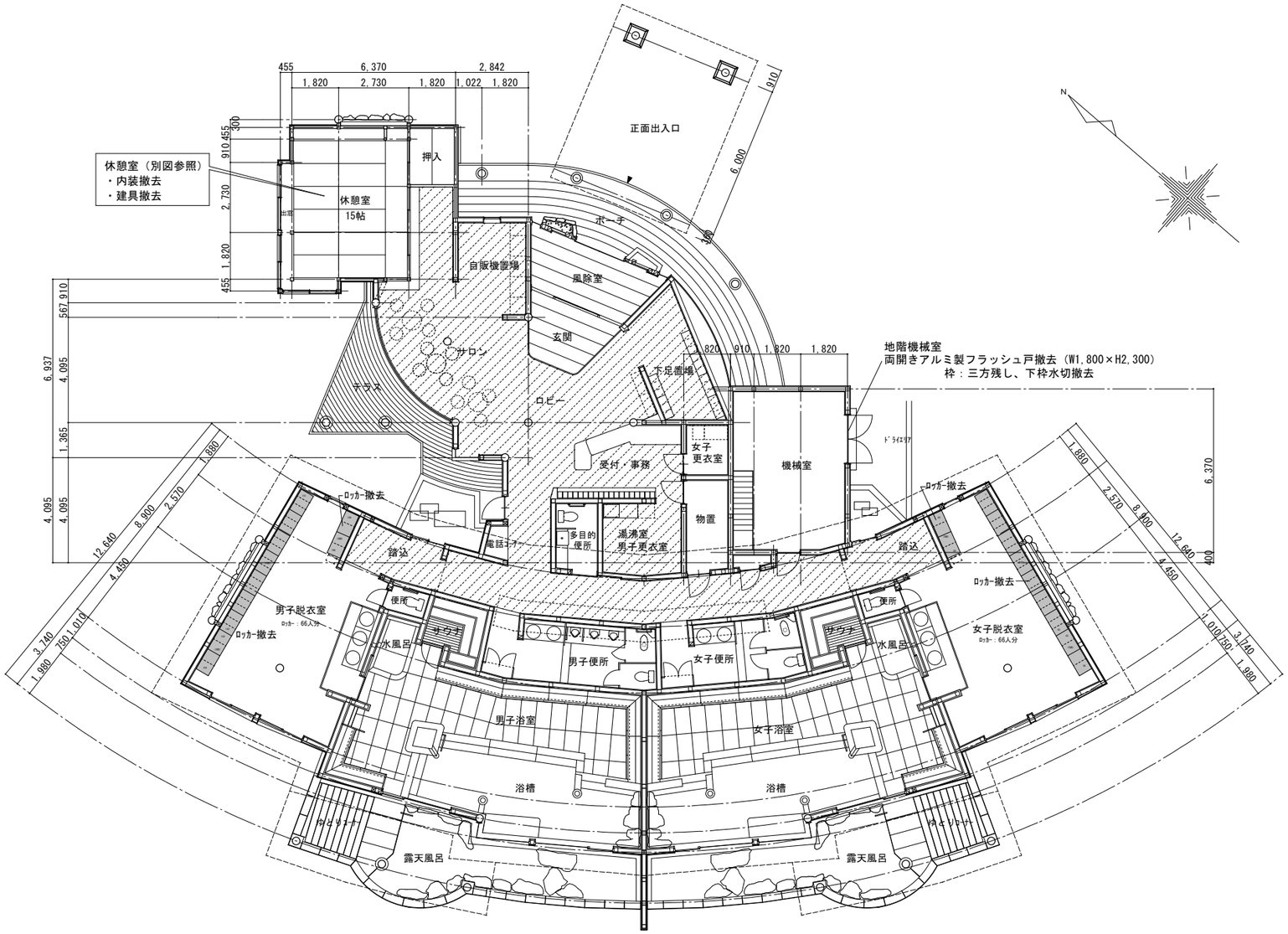

1階平面図（改修前）　1/100

床改修範囲

既存ループポリプロピレンカーペット撤去

※休憩室：別図参照

家具撤去

脱衣室
スチールロッカー撤去
・H1,800×W900×D500（2列3段 6人用）8本
・H1,800×W900×D500（3列2段 6人用）14本

JOB NO. 125269	2026 年 03 月	宝達志水町古墳の湯改修工事	一級建築士事務所 株式会社浦建築研究所 一級建築士 第276761号 浦 淳	設計 ・ ・	標題 平面図（改修前）	縮尺 A1:1/100 A3:1/200	図番 A－07

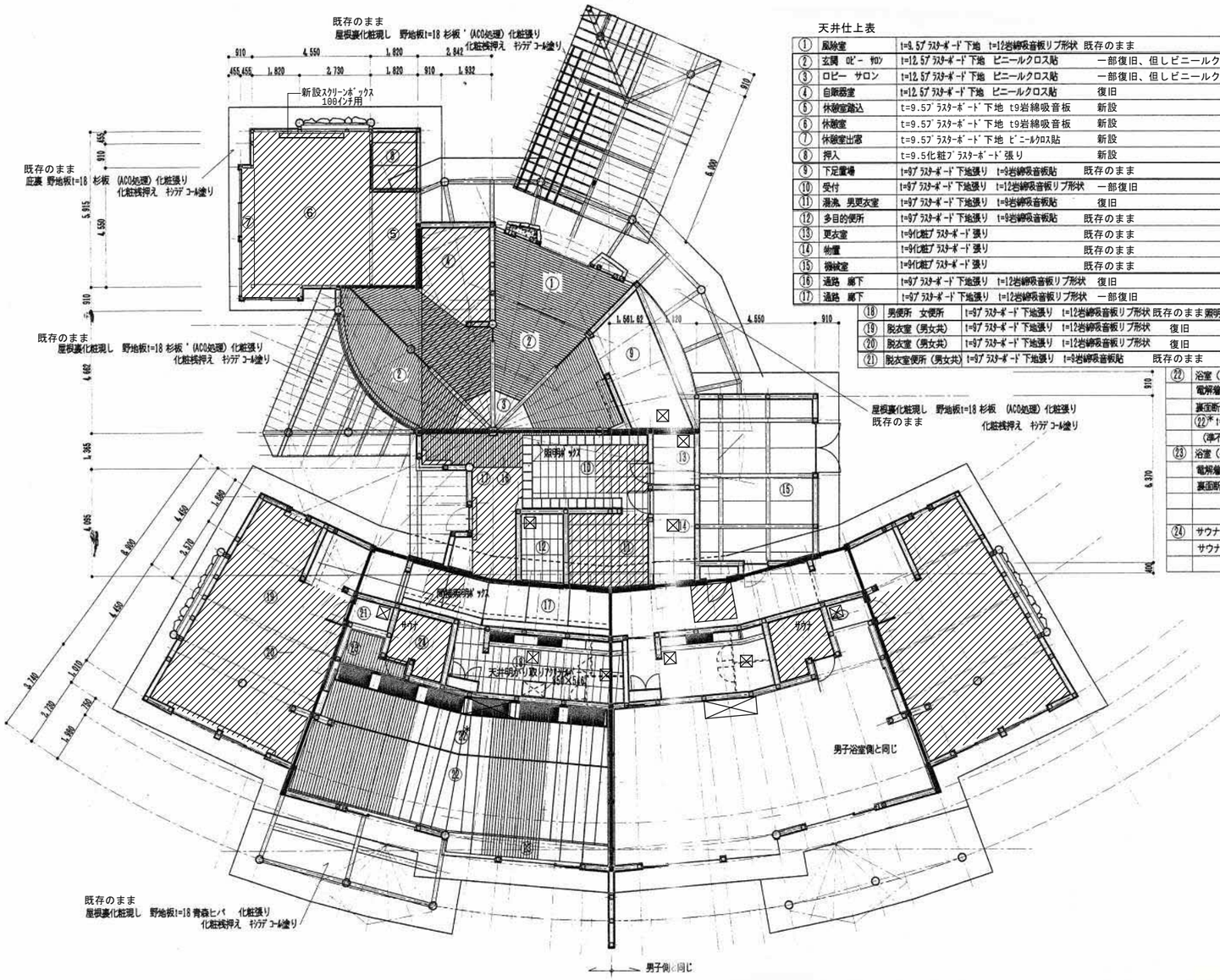

天井仕上表

①	風除室	t=9.5プラスターボード下地　t=12岩綿吸音板リブ形状	既存のまま	CH=3,636～4050
②	玄関　ロビー　サロン	t=12.5プラスターボード下地　ビニールクロス貼	一部復旧、但しビニールクロスは全面貼替	CH=4050～4620
③	ロビー　サロン	t=12.5プラスターボード下地　ビニールクロス貼	一部復旧、但しビニールクロスは全面貼替	CH=4050～4620
④	自販器室	t=12.5プラスターボード下地　ビニールクロス貼	復旧	CH=2700
⑤	休憩室踏込	t=9.5プラスターボード下地　t9岩綿吸音板	新設	CH=2700
⑥	休憩室	t=9.5プラスターボード下地　t9岩綿吸音板	新設	CH=2700
⑦	休憩室出窓	t=9.5プラスターボード下地　ビニールクロス貼	新設	
⑧	押入	t=9.5化粧プラスターボード張り	新設	CH=2500
⑨	下足置場	t=9プラスターボード下地張り　t=9岩綿吸音板貼	既存のまま	CH=2700
⑩	受付	t=9プラスターボード下地張り　t=12岩綿吸音板リブ形状	一部復旧	CH=2700
⑪	湯沸　男更衣室	t=9プラスターボード下地張り　t=9岩綿吸音板貼	復旧	CH=2700
⑫	多目的便所	t=9プラスターボード下地張り　t=9岩綿吸音板貼	既存のまま	CH=2700
⑬	更衣室	t=9化粧プラスターボード張り	既存のまま	CH=2700
⑭	物置	t=9化粧プラスターボード張り	既存のまま	CH=2700
⑮	機械室	t=9化粧プラスターボード張り	既存のまま	
⑯	通路　廊下	t=9プラスターボード下地張り　t=12岩綿吸音板リブ形状	復旧	CH=2700
⑰	通路　廊下	t=9プラスターボード下地張り　t=12岩綿吸音板リブ形状	一部復旧	CH=2700
⑱	男便所　女便所	t=9プラスターボード下地張り　t=12岩綿吸音板リブ形状	既存のまま 照明ガラス　アクリルカバー	CH=2700
⑲	脱衣室（男女共）	t=9プラスターボード下地張り　t=12岩綿吸音板リブ形状	復旧	CH=3000
⑳	脱衣室（男女共）	t=9プラスターボード下地張り　t=12岩綿吸音板リブ形状	復旧	CH=3000
㉑	脱衣室便所（男女共）	t=9プラスターボード下地張り　t=9岩綿吸音板貼	既存のまま	CH=2700
㉒	浴室（男女共）			
	電解着色 アルミスパンドレル		既存のまま	
	裏面断熱材ウレタン吹付け t=30			
	㉒* t=15能登ヒバ小口板　防腐、防カビ処理			
	（準不燃認定番号　第2899号）			CH=3365～4425
㉓	浴室（男女共）			
	電解着色 アルミスパンドレル		既存のまま	
	裏面断熱材ウレタン吹付け t=30			
				CH=2665～2800
㉔	サウナ（男女共）			
	サウナ		別図工事内容参照	

復旧範囲（仕上材：仕上表参照）
天井木下地復旧共

復旧範囲：既設木製ガラリ再取付
1,000×2,000

復旧範囲：450×450　復旧
（仕上材：仕上表参照）

JOB NO. 125269	2026 年 03 月	宝達志水町古墳の湯改修工事	一級建築士事務所	株式会社 浦建築研究所	一級建築士 第276761号 浦 淳	設計	・ ・	標題	平面図（改修後）	縮尺 A1:1/100 A3:1/200	図番 A－08

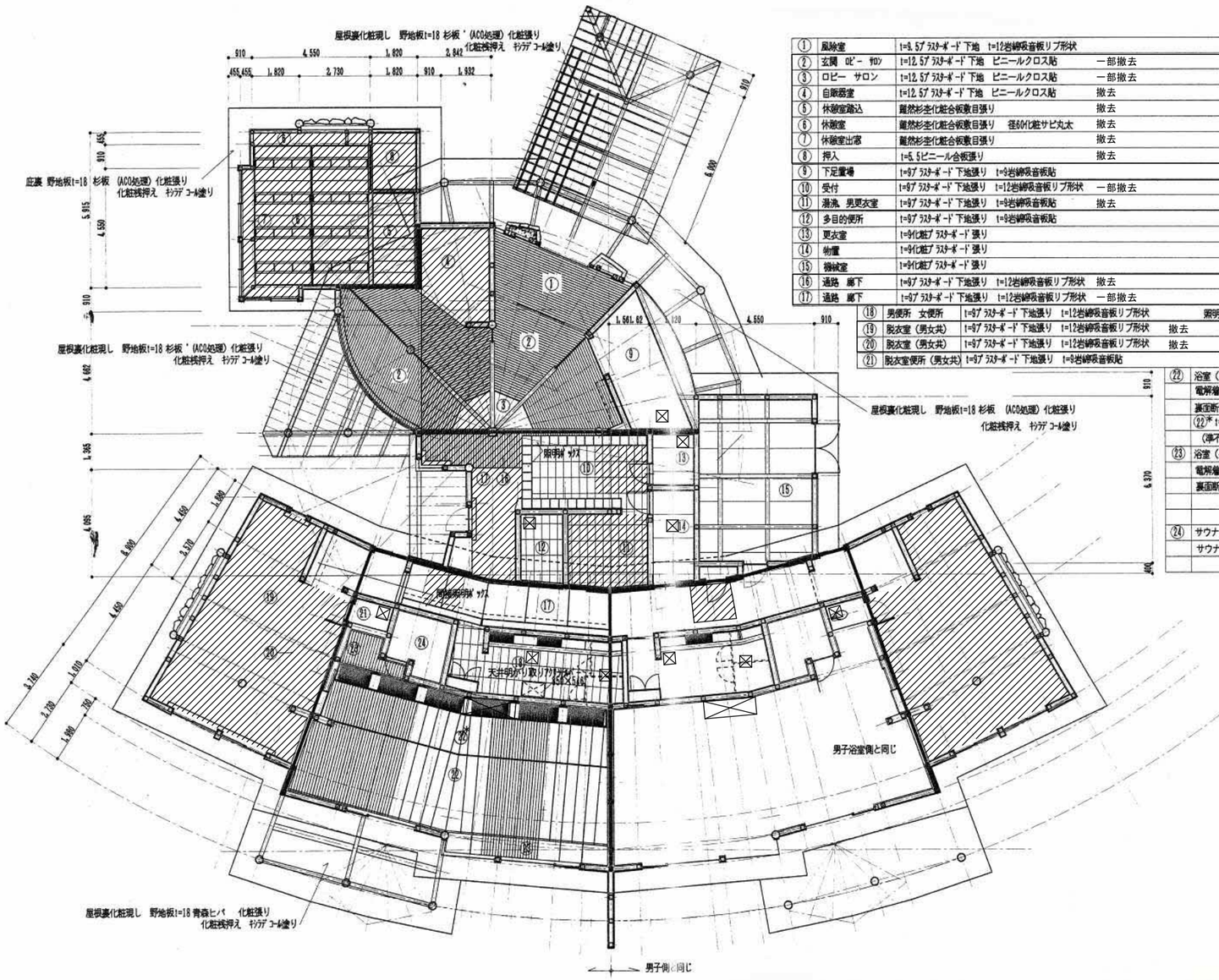

①	風除室	t=9.5プラスターボード下地　t=12岩綿吸音板リブ形状			CH=3,636～4050
②	玄関　ロビー　サロン	t=12.5プラスターボード下地　ビニールクロス貼	一部撤去		CH=4050～4620
③	ロビー　サロン	t=12.5プラスターボード下地　ビニールクロス貼	一部撤去		CH=4050～4620
④	自販器室	t=12.5プラスターボード下地　ビニールクロス貼	撤去		CH=2700
⑤	休憩室踏込	難然杉歪化粧合板敷目張り	撤去		CH=2700
⑥	休憩室	難然杉歪化粧合板敷目張り　径60化粧サビ丸太	撤去		CH=2700
⑦	休憩室出窓	難然杉歪化粧合板敷目張り	撤去		
⑧	押入	t=5.5ビニール合板張り	撤去		CH=2500
⑨	下足置場	t=9プラスターボード下地張り　t=9岩綿吸音板貼			CH=2700
⑩	受付	t=9プラスターボード下地張り　t=12岩綿吸音板リブ形状	一部撤去		CH=2700
⑪	湯沸　男更衣室	t=9プラスターボード下地張り　t=9岩綿吸音板貼	撤去		CH=2700
⑫	多目的便所	t=9プラスターボード下地張り　t=9岩綿吸音板貼			CH=2700
⑬	更衣室	t=9化粧プラスターボード張り			CH=2700
⑭	物置	t=9化粧プラスターボード張り			CH=2700
⑮	機械室	t=9化粧プラスターボード張り			
⑯	通路　廊下	t=9プラスターボード下地張り　t=12岩綿吸音板リブ形状	撤去		CH=2700
⑰	通路　廊下	t=9プラスターボード下地張り　t=12岩綿吸音板リブ形状	一部撤去		CH=2700
⑱	男便所　女便所	t=9プラスターボード下地張り　t=12岩綿吸音板リブ形状		照明ガラス　アクリルカバー	CH=2700
⑲	脱衣室（男女共）	t=9プラスターボード下地張り　t=12岩綿吸音板リブ形状	撤去		CH=3000
⑳	脱衣室（男女共）	t=9プラスターボード下地張り　t=12岩綿吸音板リブ形状	撤去		CH=3000
㉑	脱衣室便所（男女共）	t=9プラスターボード下地張り　t=9岩綿吸音板貼			CH=2700
㉒	浴室（男女共）				
	電解着色 アルミスパンドレル				
	裏面断熱材ウレタン吹付け　t=30				
	㉒* t=15能登ヒバ小口板　防腐、防カビ処理				
	（準不燃認定番号　第2899号）				CH=3365～4425
㉓	浴室（男女共）				
	電解着色 アルミスパンドレル				
	裏面断熱材ウレタン吹付け　t=30				
					CH=2665～2800
㉔	サウナ（男女共）				
	サウナ図参照				

撤去範囲（仕上材：仕上表参照）
天井木下地撤去共

撤去範囲：既設木製ガラリ取外し
1,000×2,000

撤去範囲：450×450　撤去
（仕上材：仕上表参照）

JOB NO. 125269	2026 年 03 月	宝達志水町古墳の湯改修工事	一級建築士事務所	株式会社 浦建築研究所	一級建築士 第276761号 浦 淳	設計	・ ・	標題	平面図（改修前）	縮尺	A1:1/100 A3:1/200	図番	A － 09

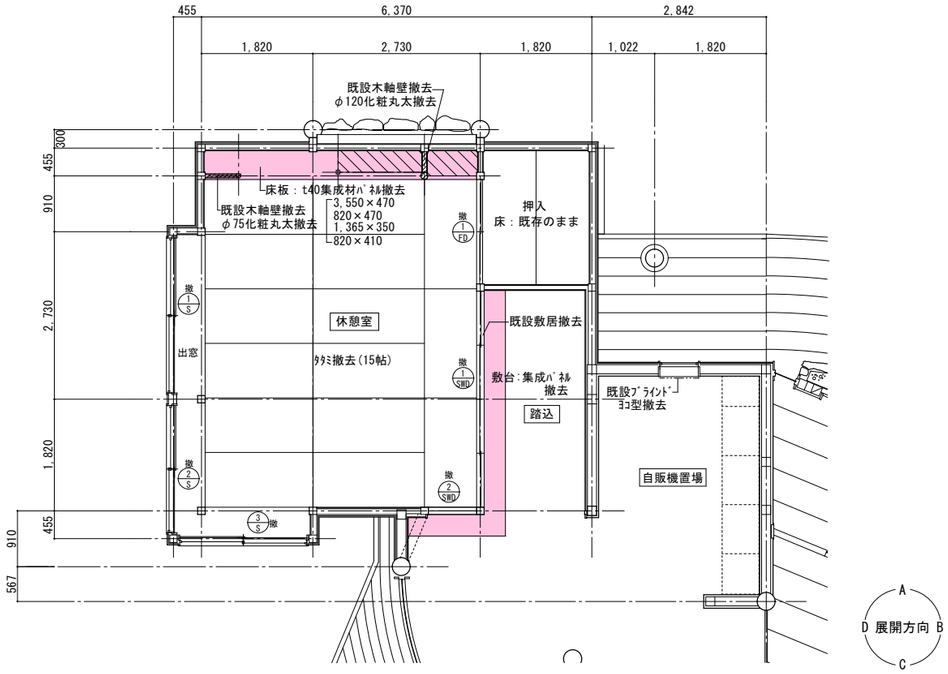

休憩室平面詳細図（改修前）1/50

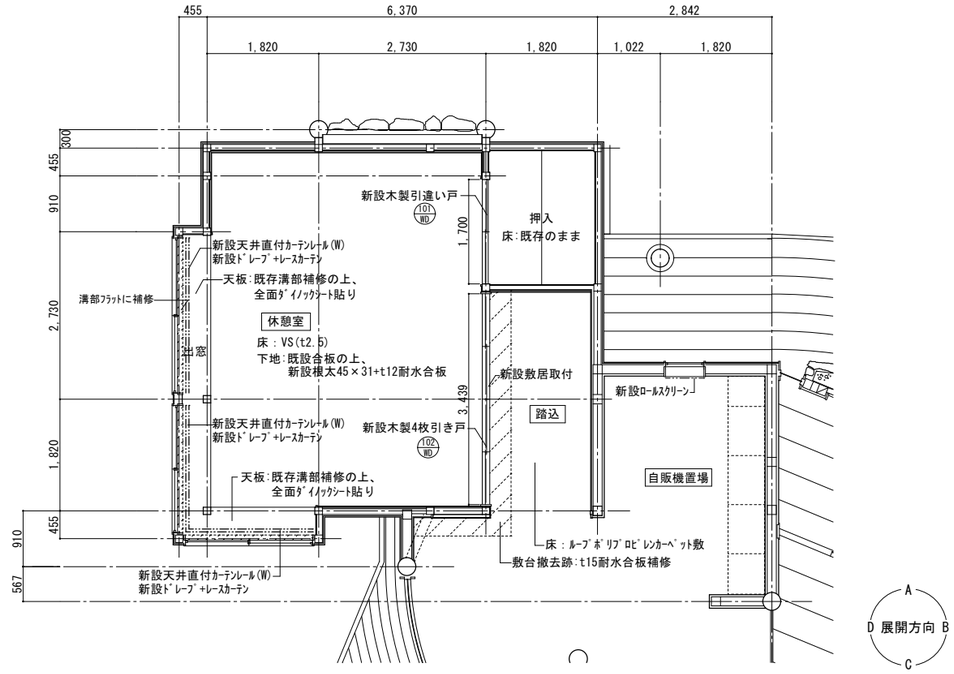

休憩室平面詳細図（改修後）1/50

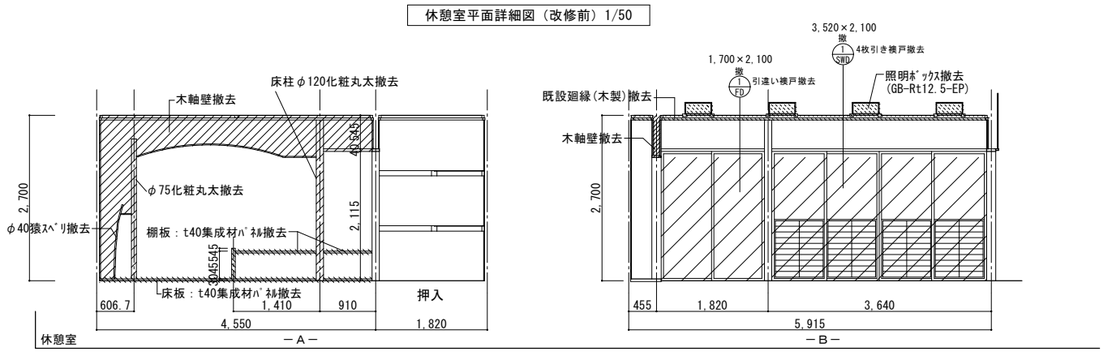

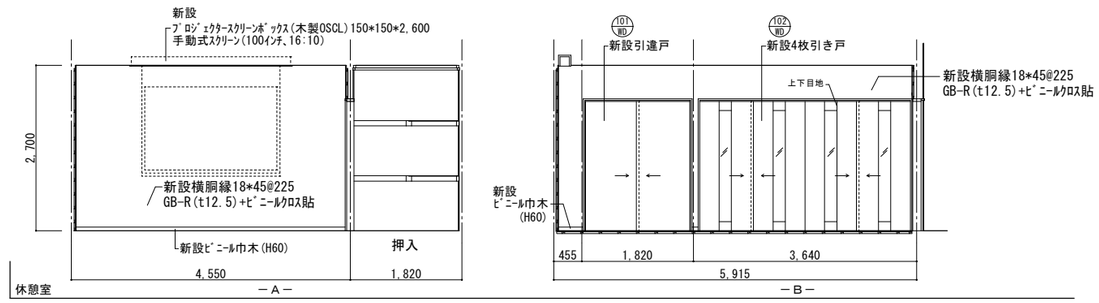

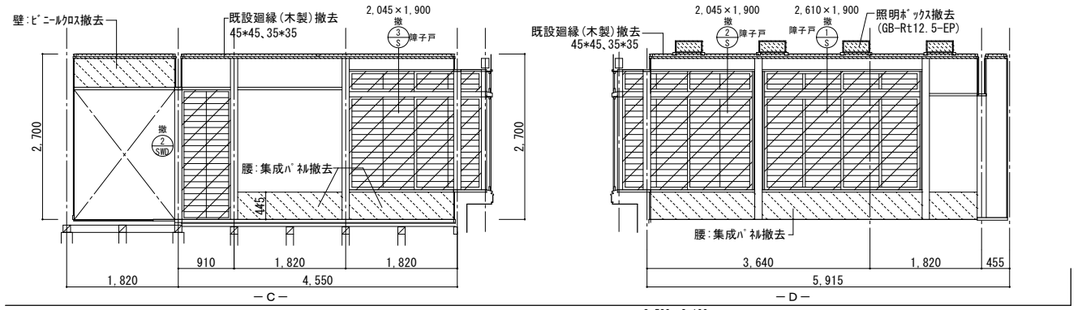

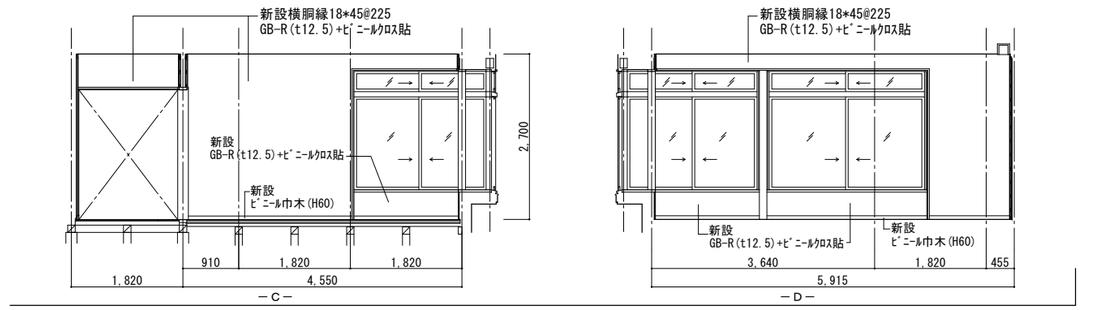

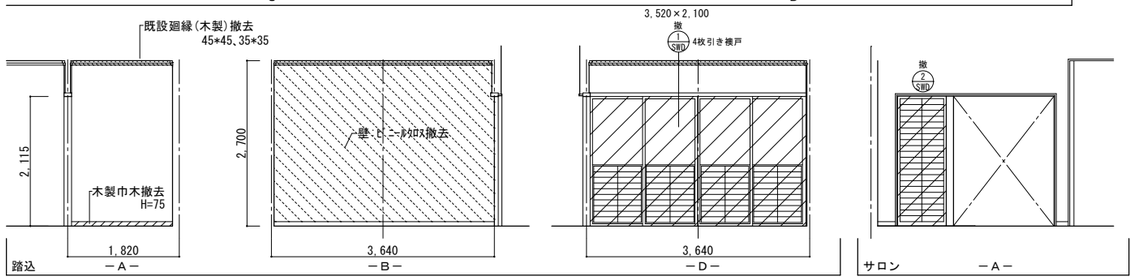

展開図（改修前）1/50

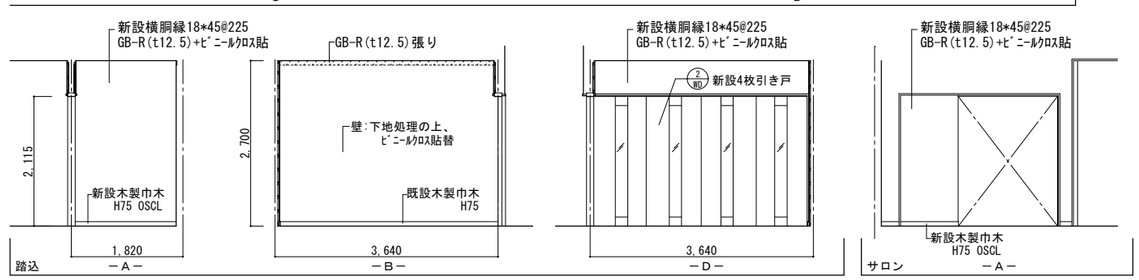

展開図（改修後）1/50

JOB NO. 125269	2026 年 03 月	宝達志水町古墳の湯改修工事	一級建築士事務所 株式会社浦建築研究所	一級建築士 第276761号 浦 淳	設計 ・ ・	標題 休憩室平面詳細図・展開図（改修前後）	縮尺 A1:1/100 A3:1/200	図番 A－10

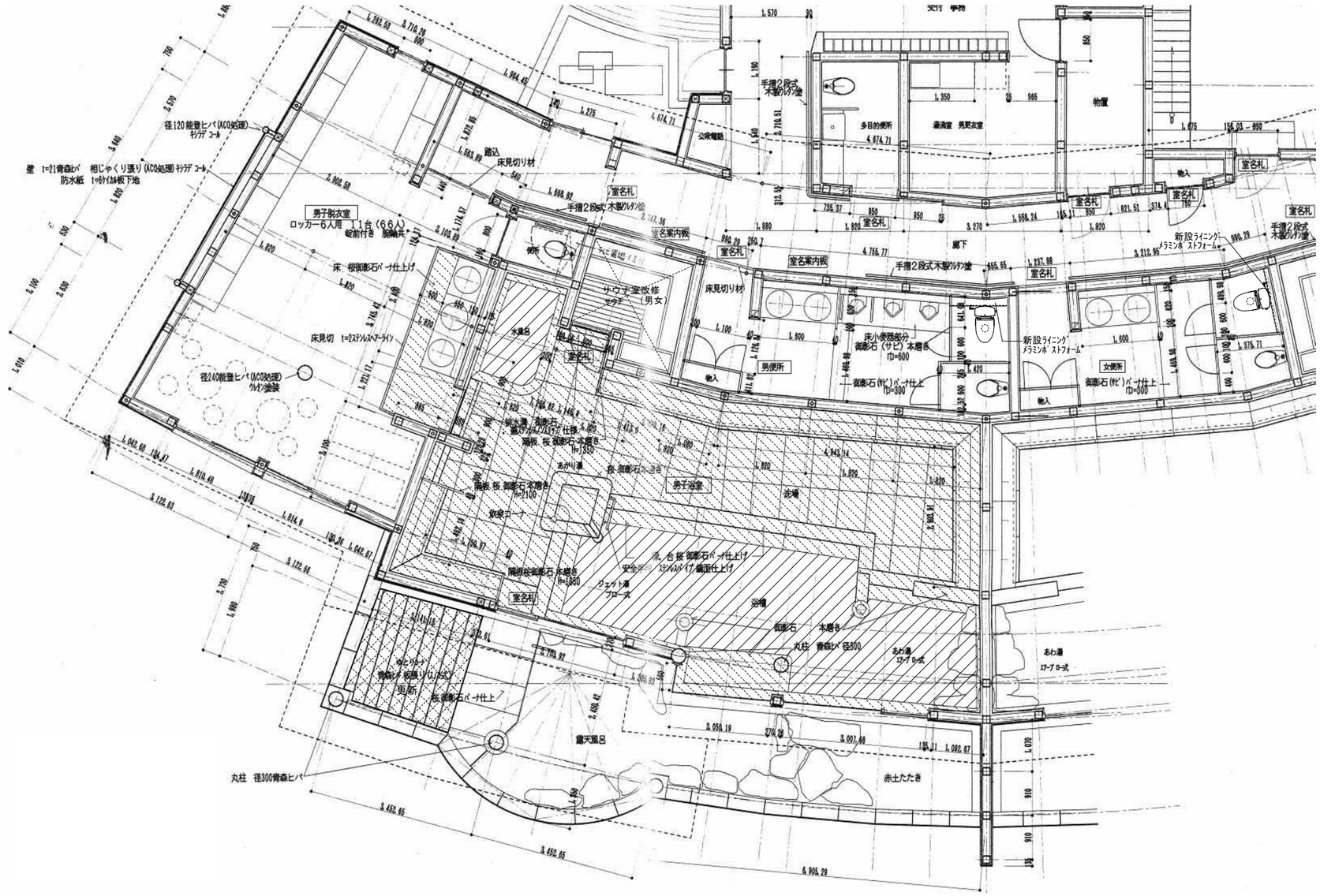

男子浴室廻り平面詳細図（女子浴室廻りも改修内容同じ）

	改修前	改修後
室名	男女浴室	
床	洗い場：t30御影石バーナー仕上、本磨き化粧貼 浴槽：200角磁器質タイル(ノンスリップ仕様)	洗い場：石部 クリーニング 浴槽：タイル クリーニング
腰	洗い場：t25 桜 御影石本磨き 浴槽：t25 桜 御影石本磨き	洗い場：石部 クリーニング 浴槽：石部 クリーニング
壁	洗い場：t30御影石バーナー仕上、本磨き化粧貼 t15能登ヒバ小巾板 防腐・防カビ処理張 浴槽：t30御影石バーナー仕上、本磨き化粧貼 t15能登ヒバ小巾板 防腐・防カビ処理張	洗い場：石部 クリーニング 浴槽：石部 クリーニング
天井	洗い場：t15能登ヒバ小巾板 防腐・防カビ処理張 電解着色アルミスパンドレル(裏断熱ウレタンt30吹付) 浴槽：t15能登ヒバ小巾板 防腐・防カビ処理張 電解着色アルミスパンドレル(裏断熱ウレタンt30吹付)	洗い場：既存のまま 一部木製ガラリ脱着 浴槽：既存のまま

：石部 クリーニング

：タイル クリーニング

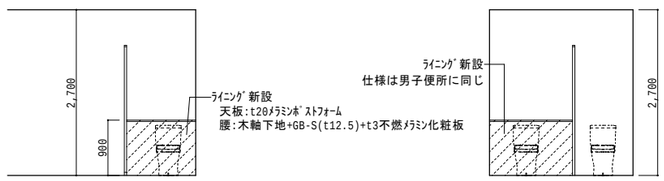

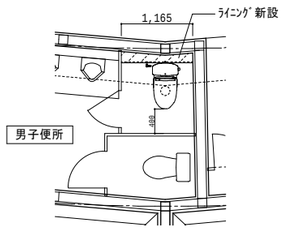

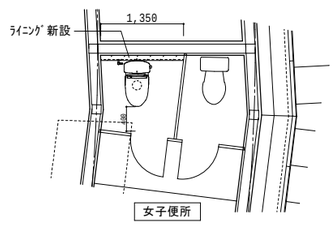

既設女子サウナ改修

内装施工

下地断熱施工 30.0㎡
壁天井ヒノキ板張り 15.0㎡
壁タイル張り 10.0㎡
ベンチ床ヒノキ板 6.0㎡

解体工事：既存サウナ内装材一式（扉再利用）

サウナ室機器取付

サウナストーブ3P200V7.2KWローリュウ対応 1基
サウナ操作盤（既存品使用）
照明器具 LED間接照明24V変圧器 1組
温度計（既存品使用）
サウナタイマー12分系 1基
非常用押し釦 1基
各配線移動 一式

※既設男子サウナ改修（女子に同じ）

JOB NO.	2026 年 03 月	宝達志水町古墳の湯改修工事	一級建築士事務所 株式会社浦建築研究所 一級建築士 第276761号 浦 淳	設計 ・ ・	標題 浴室廻り平面詳細図	縮尺 A1:1/50 A3:1/100	図番 A－11
125269							

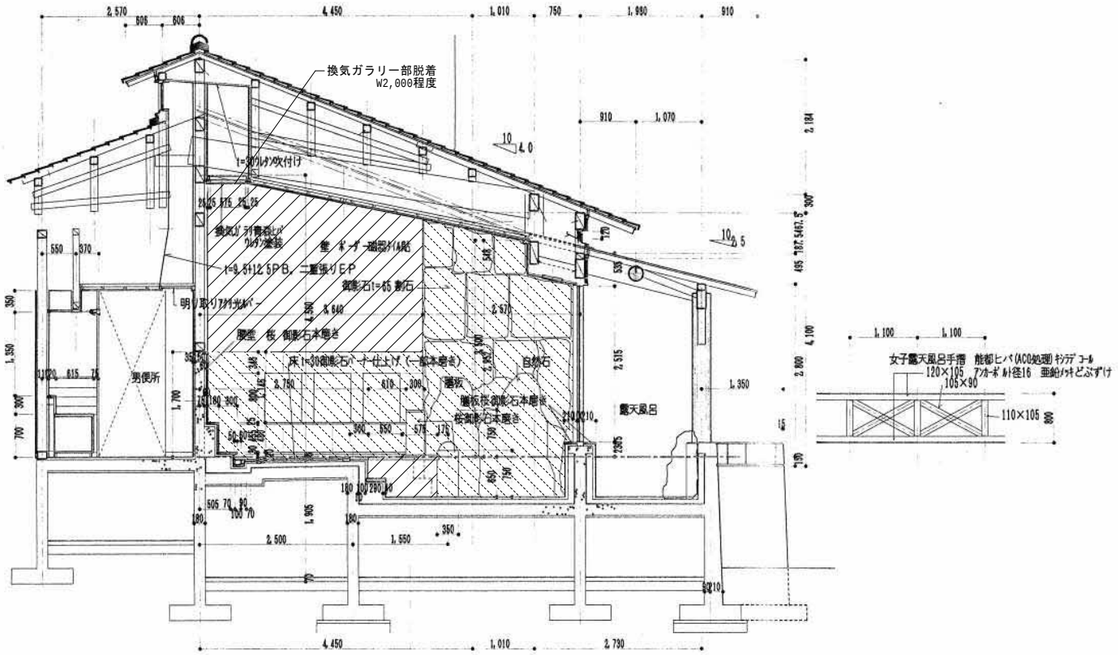

	改修前	改修後
室名	男女浴室	
床	洗い場：t30御影石ﾊﾞｰﾅｰ仕上、本磨き化粧貼 浴槽：200角磁器質タイル(ﾉﾝｽﾘｯﾌﾟ仕様)	洗い場：石部 ｸﾘｰﾆﾝｸﾞ 浴槽：ﾀｲﾙ ｸﾘｰﾆﾝｸﾞ
腰	洗い場：t25 桜 御影石本磨き 浴槽：t25 桜 御影石本磨き	洗い場：石部 ｸﾘｰﾆﾝｸﾞ 浴槽：石部 ｸﾘｰﾆﾝｸﾞ
壁	洗い場：t30御影石ﾊﾞｰﾅｰ仕上、本磨き化粧貼 t15能登ﾋﾊﾞ小巾板 防腐・防ｶﾋﾞ処理張 浴槽：t30御影石ﾊﾞｰﾅｰ仕上、本磨き化粧貼 t15能登ﾋﾊﾞ小巾板 防腐・防ｶﾋﾞ処理張	洗い場：石部 ｸﾘｰﾆﾝｸﾞ 浴槽：石部 ｸﾘｰﾆﾝｸﾞ
天井	洗い場：t15能登ﾋﾊﾞ小巾板 防腐・防ｶﾋﾞ処理張 電解着色ｱﾙﾐｽﾊﾟﾝﾄﾞﾚﾙ(裏断熱ｳﾚﾀﾝt30吹付) 浴槽：t15能登ﾋﾊﾞ小巾板 防腐・防ｶﾋﾞ処理張 電解着色ｱﾙﾐｽﾊﾟﾝﾄﾞﾚﾙ(裏断熱ｳﾚﾀﾝt30吹付)	洗い場：既存のまま 一部木製ガラリ脱着 浴槽：既存のまま

：石部 ｸﾘｰﾆﾝｸﾞ

：ﾀｲﾙｸﾘｰﾆﾝｸﾞ

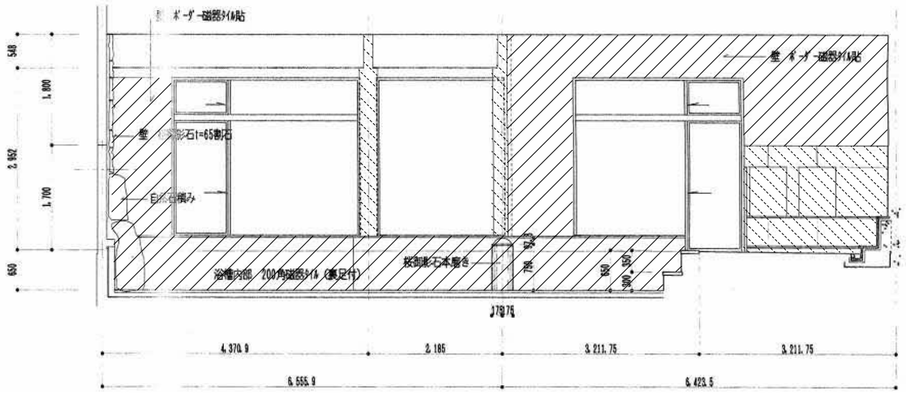

男子浴室展開図（女子浴室も改修内容同じ）

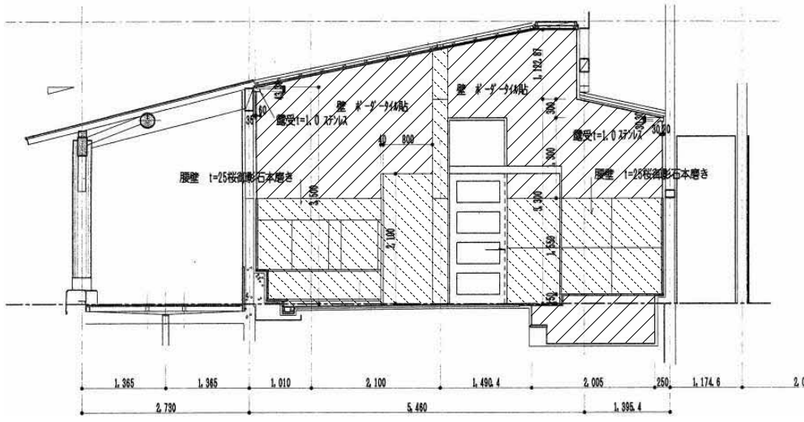

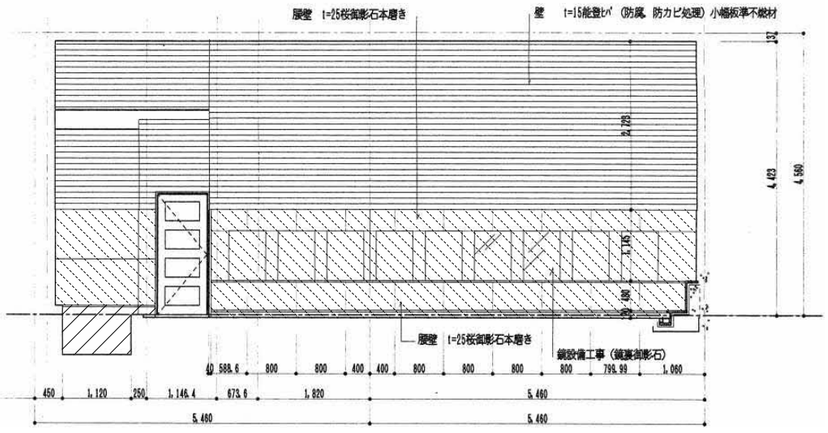

JOB NO.	2026 年 03 月	宝達志水町古墳の湯改修工事	一般建築士事務所 株式会社浦建築研究所 一般建築士 第276761号 浦 淳	設計 ・ ・	標題 浴室展開図	縮尺 A1:1/50 A3:1/100	図番 A － 12
125269							

既設建具クリーニング（ガラスクリーニング共）

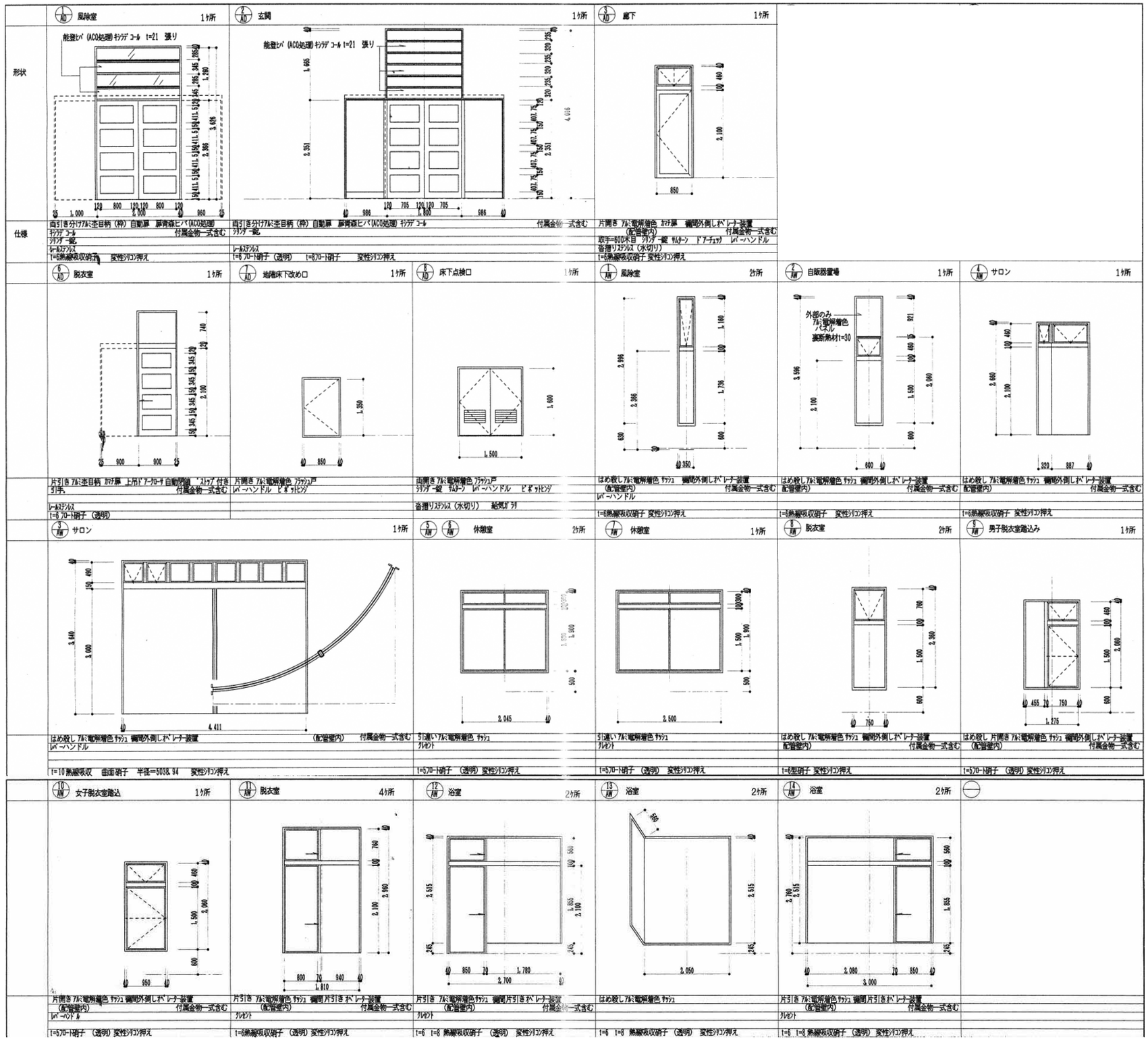

JOB NO. 125269	2026 年 03 月	宝達志水町古墳の湯改修工事	一級建築士事務所 株式会社浦建築研究所 一級建築士 第276761号 浦 淳	設計 ・ ・	標題 既設建具リスト（クリーニング）	縮尺 A1:1/100 A3:1/200	図番 A － 13